

平成 22 年 11 月 16 日
第 3 回総合計画審議会
資 料 No. 1

海に山に大地に 学びと出会いが織りなす 共生・創造都市 上越

上越市第 5 次総合計画

基本計画（案）

平成 23 年度⇒平成 26 年度



新潟県上越市

上越市第5次総合計画 基本計画 目次

序章 基本計画の見直しに当たって	2
1 見直しの目的	
2 見直しの範囲・期間	
3 見直しの基本方針	
4 見直しに当たっての基本的視点	
5 基本計画の構成	
第1章 「すこやかなまち」づくりへの取組	8
第1節 「すこやかなまち」づくりへの取組	
1 信頼のおけるセーフティネットの構築	
2 新しい産業・雇用の創出	
3 生活・都市基盤ネットワークの最適化	
4 暮らしを通じた「生きる力」の習得	
第2節 分野別計画への展開	
第2章 分野別計画	14
第1節 人にやさしい自立と共生のまち	
1 住民自治と市民活動の充実した市民が主役のまちづくり	20
2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり	22
第2節 自立した自治体運営が確立したまち	
1 効果的で効率的な行政運営の推進	24
2 弾力性のある自立した財政基盤の確立	26
第3節 つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち	
1 地域の特性をいかした魅力あふれる空間の形成	28
2 人やまちをつなぎ魅力を高める交通ネットワークの確立	30
第4節 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち	
1 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり	32
2 災害から市民の生命と財産を守るまちづくり	34
3 犯罪と事故から市民を守るまちづくり	36
4 雪と上手につき合う暮らしを実現するまちづくり	38
第5節 活発な産業が地域に活力を生み出すまち	
1 農林水産業によるなりわいを創出するまちづくり	40
2 ものづくり産業による付加価値を高めるまちづくり	42
3 交流によるにぎわいと「外貨」をもたらすまちづくり	44
4 企業連携と雇用促進により経済基盤を強化するまちづくり	46

第6節	みんなの健やかな生活を支え合うまち	
1	心身共に健康で暮らせるまちづくり	48
2	誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる福祉のまちづくり	50
3	みんなが笑顔で子育てできるまちづくり	52
第7節	人が学び、育ち、高め合うまち	
1	未来に生きる力を持った子どもを育むまちづくり	54
2	学びやスポーツを生きがいに高めるまちづくり	56
3	歴史と伝統に彩られた文化と誇りあふれるまちづくり	58

第3章 総合計画の推進に当たって 62

- 1 計画の運用管理
- 2 計画の評価検証
- 3 分野別主要計画の管理

資料編 68

- 1 将来人口
- 2 財政状況
- 3 市民の声アンケートの結果概要
- 4 政策・施策成果の評価検証結果
- 5 用語解説
- 6 策定経過

序 章

基本計画の見直しに当たって

序章 基本計画の見直しに当たって

1 見直しの目的

基本計画の見直しについて、基本構想の序章「総合計画の改定に当たって」では、「社会情勢の変化など必要に応じて4年後の平成22(2010)年度に見直しを行います。」としています。

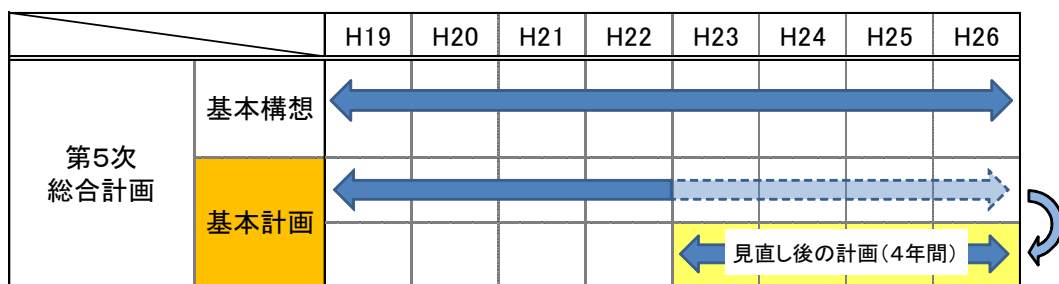
また、基本計画の第4章「総合計画の推進に当たって」では、「行政運営システムにおける検証結果と、『市民の声アンケート』により把握する各指標を基に、本計画の推進により市民ニーズの状況がどのように変化したかを比較分析することで、計画に位置付ける政策・施策の成果を検証します。」とし、さらには「この検証結果を基に、平成22年度の第5次総合計画・基本計画の見直し、並びに第6次総合計画策定時における政策・施策の立案に反映させます。」としています。

これらを踏まえ、平成22年度を見直し年次とする基本計画について、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行いました。

2 見直しの範囲・期間

第5次総合計画は、まちづくりの基本理念や市の将来像、その実現に向けた基本的な考え方を定めた「基本構想」と、基本構想の具体化に向けて取り組むべき施策等を総合的・体系的に明示した「基本計画」で構成しています。

今回の見直しは、このうち基本計画について行うもので、見直し後の計画期間は、平成23年度から平成26年度までの4年間とします。

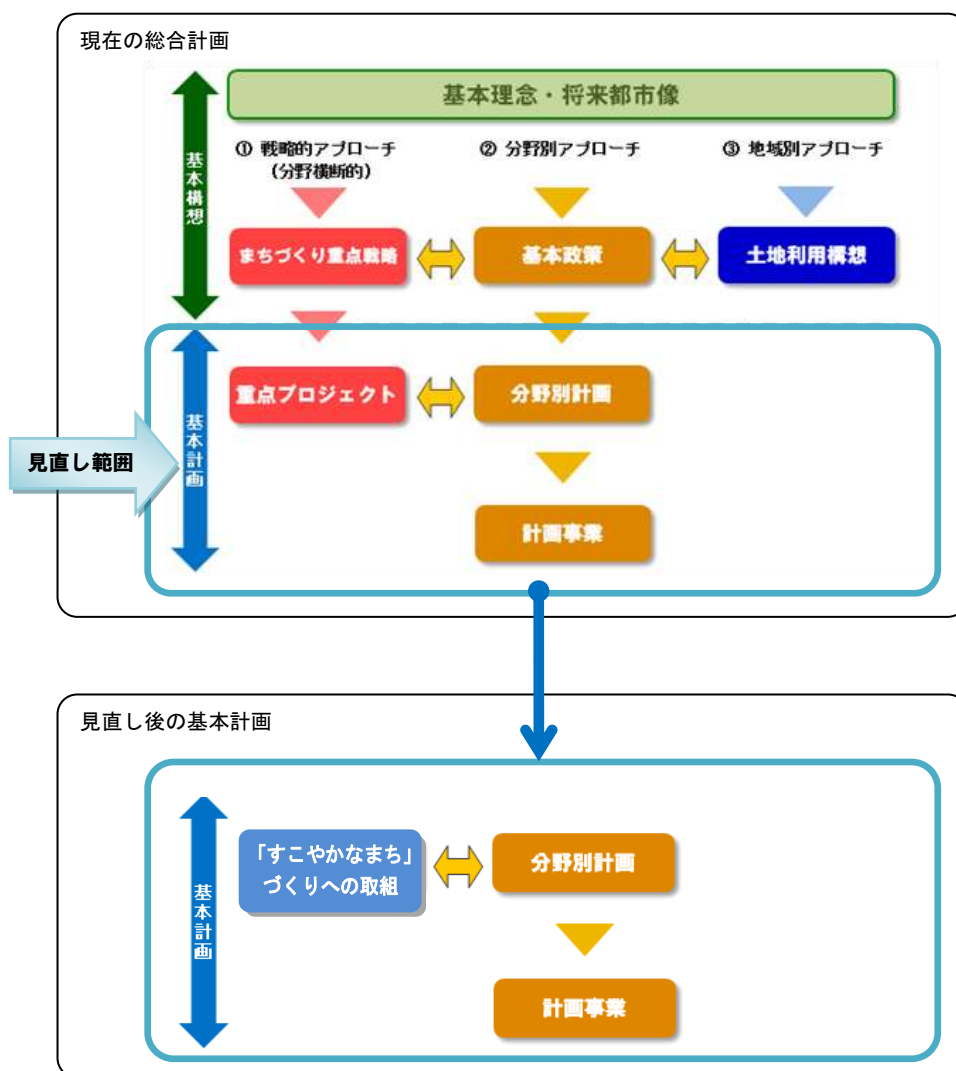


3 見直しの基本方針

新たな市政運営の方針「『すこやかなまち』づくりへの取組」の強化を基本計画見直しの基本方針とします。

このため、将来都市像の実現に向けた、戦略的アプローチを「『すこやかなまち』づくりへの取組」と定め、平成26年度までの4年間で取り組む施策の重点化や事業の選定等に反映します。

<見直しのイメージ>



4 見直しに当たっての基本的視点

見直しは、以下の視点で行いました。

(1) 社会情勢の変化への対応

① 新たな市政運営方針『すこやかなまち』づくりへの取組』の反映

「3 見直しの基本方針」のとおり、新たな市政運営方針である“『すこやかなまち』づくりへの取組』の強化”を基本方針とした見直しを行いました。

② 雇用・経済情勢、地域主権の動向などの影響

平成20年9月のリーマン・ショック¹に端を発した世界同時不況は、日本国内にも波及し、上越地域の企業の経営や、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしました。

また、地域主権への変革が現実味を帯びており、国と地方のあり方についても大きく変わろうとしています。

このように総合計画策定時の状況から、大きな変化が見られ、当市にとって影響が大きい事項については基本計画全体への影響を考慮しました。

このほか、分野別計画の政策分野ごとの「基本的な考え方」の前提としている制度や社会情勢について変化がないかを分析し、必要に応じた修正を行いました。

③ 将来人口推計の変化による影響

総合計画の策定後に国勢調査は実施されていないため、「住民基本台帳及び外国人登録人口の合計値」を実績値として検証しました。

結果として人口推移の傾向に大きな変化が見られず、計画への影響も無いことから、従来推計値は変更しません。

(2) 政策・施策成果の評価検証

① 政策目標（指標項目）の達成度

基本施策レベルでの指標項目（定量目標）の中間実績を把握し、施策の進捗状況、課題などを検証しました。

政策・施策成果の評価検証に当たっては、この指標項目とあわせて、市民の声アンケート調査の結果などから、総合的な評価を行ったうえで、施策の内容等の見直しに反映しました。

また、項目や目標値は、検証結果を踏まえ必要に応じた見直しを行いました。

② 市民の声アンケート調査の結果

各分野の取組の成果や進捗状況を市民の声アンケート調査を通じて得られた重要度、満足度などの市民実感から分析し、政策分野の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考としました。

③ 事務事業の総ざらい等の反映

すべての事務事業について行革的視点及び政策的視点から評価するため実施した総ざらいの結果を、主要な事業を選定する際に活用するとともに、事務事業の総ざらいのプロセスを、歳入歳出見通しを毎年度見直すこととあわせ、計画の運用管理方法に反映させました。

(3) 計画の運用管理方法の見直し

本計画の着実な推進を図るため、毎年度の予算編成前に計画の進捗状況を評価・検証する、などの計画の運用管理方法を明確化しました。

5 基本計画の構成

基本計画は、以下の3章で構成します。

第1章 「すこやかなまち」づくりへの取組

“『すこやかなまち』づくりへの取組”の強化”という視点から、施策の重点化や事業の選定等を行う際の基本的な考え方を示します。

第2章 分野別計画

基本構想に定めた7つの「基本政策」を実現するために必要となるすべての施策を、20の政策分野別に体系的に示します。

第3章 総合計画の推進に当たって

本計画の運用管理方法を示します。

第1章

「すこやかなまち」づくりへの取組

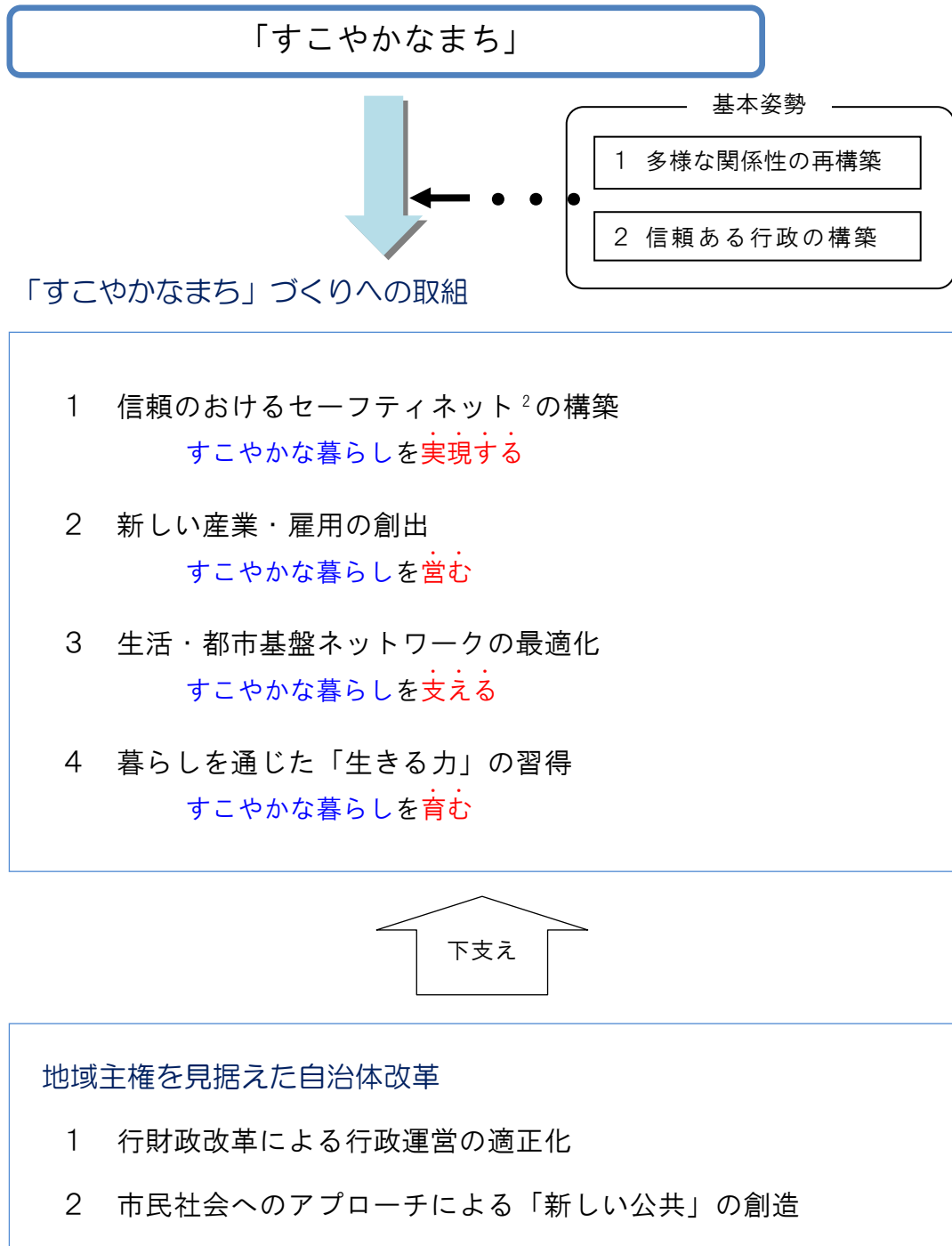
第1章 「すこやかなまち」づくりへの取組

「すこやかなまち」づくりへの4つの取組と、「分野別計画」への展開について示します。

● 「『すこやかなまち』づくりへの取組」の位置付け

- ・ 「『すこやかなまち』づくりへの取組」は、戦略的な視点から施策の重点化や事業の選定等を行う際の基本的な考え方を示します。
- ・ なお、まちづくりに関するすべての施策については、「分野別計画」（基本計画第2章）において目的別に体系化して示します。

● 「すこやかなまち」づくりへの取組一覧



第1節 「すこやかなまち」づくりへの取組

複雑化、多様化する社会経済情勢や地域主権の時代にあつては、市民が生涯を通じて心身共に健やかで安心して生活できるよう、子育てしやすい、学びやすい、健康でいられる、老後を安心して豊かに過ごすことのできるような「すこやかなまち」づくりが必要です。

市民のすこやかな成長、すこやかな暮らしが育まれる「すこやかなまち」を目指して、人と人、地域と地域、人と地域、また異なる分野間の良好な関係性など、失われつつある様々な関係性や信頼の絆をつなぎ直す「多様な関係性の再構築」と、市民と行政間の良好な関係性を再構築する「信頼ある行政の構築」を基本姿勢に、次に示す4つの取組、すなわち『すこやかなまち』づくりへの取組の強化を基本方針として、施策の重点化や事業の選定等に反映します。

また、これらの取組を戦略的に推進するための下支えとして、マネジメントシステムの再構築、健全財政の推進、組織機構改革、人材育成の4つを柱とした「行財政改革による行政運営の適正化」と、近隣社会における共生、多様な市民活動、市民と行政の協働の3つを柱とした、「市民社会へのアプローチによる『新しい公共』の創造」の2つの取組を進めます。

1 信頼のおけるセーフティネット²の構築

すこやかな暮らしを実現するためには、子育て、教育、健康、医療、福祉を包括した信頼のおけるセーフティネットを構築することが必要です。

このため、地域の子どもは地域で育てる機運の醸成や、子育て世帯の経済上の負担の軽減などを通して、安心して子育てができるような環境整備を行います。

また、市民一人ひとりの健康保持を目指し、結果として医療費の負担が軽減されるような、健康長寿社会の実現に向けた取組を進めるほか、良質な医療が継続的に提供できる体制を構築します。

さらに、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが開かれた環境の中で集い、それぞれが持っている知識、技能や感性などを共感できるような場づくりに努める一方で、自治とは何か、地域の豊かさ、地域づくりとは何かを考える契機を提供し、人と人との関係性を育む市民主体のまちづくりを進めます。

そして、これまで分野ごとに行ってきた取組を、本質的な課題解決のために共通の視点を持って総合的に推進していくことによって分野間の関係性を再構築し、様々な分野を包括した信頼のおけるセーフティネットを構築します。

2 新しい産業・雇用の創出

すこやかな暮らしを営むためには、暮らしの糧を得ることができるという安心感を根底に、働くことを通じて生きがいを享受できる雇用の場を確保することが必要です。

地域外の資本に依存する経済は、リーマン・ショック¹のような世界的な経済危機の影響を大きく受けます。市民の暮らしに及ぼすこうした影響を最小限にとどめつつ、北陸新幹線開業などの好機をいかにしながら、従来型の施策を地域内における経済循環の視点からつなぎ合わせ、既存産業の高度化や、業種や分野を超えた新たな産業の芽を育成するとともに、地域の課題解決と雇用の創出を両立するコミュニティビジネスやソーシャルビジネス³の育成についての可能性も検討し、足腰の強い内発型の地域経済基盤を形成します。

また、観光分野は、宿泊業や飲食業、運輸業といった業種だけではなく、小売業や農林水産業など第1次産業から第3次産業に関わる裾野の広い産業です。農・商・工連携などによる多面的な取組を通じて、観光客に商品やサービスが提供できるような産業としての観光を強く意識した取組を進めます。

3 生活・都市基盤ネットワークの最適化

すこやかな暮らしを支えるためには、慣れ親しんだ土地や愛着のある土地で暮らしを営むことができ、様々な人々と触れ合える場所に出かけることのできる環境が必要です。

すこやかな暮らしを送る上では、人々の生活や発達・成長に適した都市の機能や環境が欠かせませんが、人口減少の著しい中山間地域や中心市街地などを中心に、公共交通機関の衰退や商店の廃業など、暮らしに必要な様々な機能が失われつつあります。

このため、市民が暮らしやすく、交流しやすいまちを形成していく上で、これまでの発想とは異なる新たな投資の概念を持ち、各種施設の配置やライフライン⁴の整備に当たっては、生活行動に沿った市民同士の多様な関係づくりなどに配慮した生活・都市基盤ネットワークの最適化を行います。

4 暮らしを通じた「生きる力」の習得

すこやかな暮らしを育むためには、市民一人ひとりがそのための知識、感性、創造性などを習得し、自らの手で実現する術を持ち合わせることが大切です。

私たちは当市の大きな特色でもある農業や雪国ならではの暮らしを通じて、知恵や忍耐力をはじめ、すこやかな体や感性など、様々な「生きる力」を習得してきました。しかし、ライフスタイルの変化によって、そのような機会や場所は確実に減っています。

一方で、厳しい社会経済情勢の中、豊かな暮らしを育むためには、これまで以上に多くの知恵や知識が求められます。健康、消費活動、環境、防災・防犯などの様々な分野で、官民による様々な啓発活動や学習活動が行われていますが、多くの市民がそれらの知恵や知識を習得できるように、これらの「生きる力」を習得できる仕組みが日々の暮らしの中に溶け込んでいくような空間づくりを進めます。

第2節 分野別計画への展開

第1節で示した4つの『すこやかなまち』づくりへの取組をどのように分野別計画に展開していくかを示します。

将来に向けたまちづくりを実現するためには、戦略的な視点を持って、複数の政策分野から重点的に施策や事業を選定し、実施していく必要があります。

下図の「●」で示した施策は、『すこやかなまち』づくりへの取組を推進する上で重要度の高い政策分野を示しますが、重点化する主要な施策や事業は、マークのない分野を含めた異なる分野間の連携や、複数の課題の改善への貢献などを意識して選定します。

	「すこやかなまち」づくりへの取組				地域主権を見据えた自治体改革	
	1 信頼のおけるセーフティネットの構築	2 新しい産業・雇用の創出	3 生活・都市基盤ネットワークの最適化	4 暮らしを守る「生きる力」の習得	1 行財政改革による行政運営の適正化	2 市民社会へのアプローチによる「新しい公共」の創造
○基本政策・分野別計画						
1 人にやさしい自立と共生のまち						
(1) 住民自治と市民活動の充実した市民が主役のまちづくり	●					●
(2) 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり	●					
2 自立した自治体運営が確立したまち						
(1) 効果的で効率的な行政運営の推進					●	
(2) 弾力性のある自立した財政基盤の確立					●	
3 つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち						
(1) 地域の特性をいかした魅力あふれる空間の形成			●			
(2) 人やまちをつなぎ魅力を高める交通ネットワークの確立			●			
4 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち						
(1) 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり				●		
(2) 災害から市民の生命と財産を守るまちづくり	●					
(3) 犯罪と事故から市民を守るまちづくり	●					
(4) 雪と上手に付き合う暮らしを実現するまちづくり	●					
5 活発な産業が地域に活力を生み出すまち						
(1) 農林水産業によるなりわいを創出するまちづくり		●				
(2) ものづくり産業による付加価値を高めるまちづくり		●				
(3) 交流によるにぎわいと「外貨」をもたらすまちづくり		●	●			
(4) 企業連携と雇用促進により経済基盤を強化するまちづくり		●				
6 みんなの健やかな生活を支え合うまち						
(1) 心身共に健康で暮らせるまちづくり	●					
(2) 誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる福祉のまちづくり	●					
(3) みんなが笑顔で子育てできるまちづくり	●					
7 人が学び、育ち、高め合うまち						
(1) 未来に生きる力を持った子どもを育むまちづくり	●					
(2) 学びやスポーツを生きがいに高めるまちづくり				●		
(3) 歴史と伝統に彩られた文化と誇りあふれるまちづくり				●		

計
画
事
業

1 地域コミュニティでの交流による「ご近所の度力」の向上	2 市内の循環・交流による「地産地消」の推進	3 広域的な交流による「上越サポーター」の獲得	4 にぎわいを生み出す空間をつくる「まちの障形」の強化	5 学びを生み出す空間をつくる「上越学」の確立
まちづくり重点戦略				

第2章

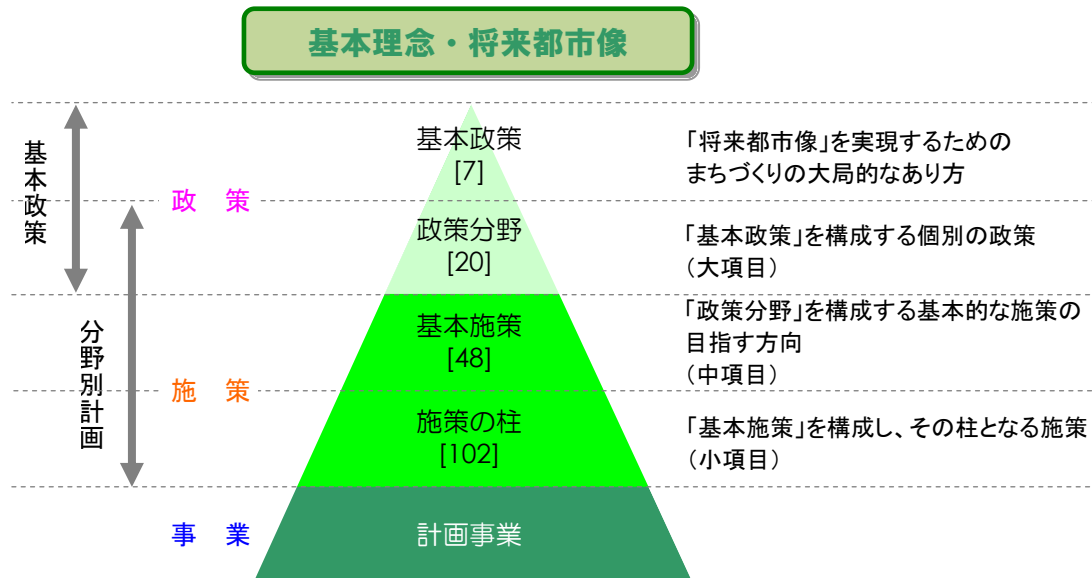
分野別計画

第2章 分野別計画

● 分野別計画の位置付け

- ・ 「分野別計画」は、基本構想第3章に定めた7つの「基本政策」を実現するために必要となるすべての施策を20の政策分野別に体系的に示したもので、まちづくりに関するすべての事業（計画事業）は、この分野別計画の下に位置付けられることになります。

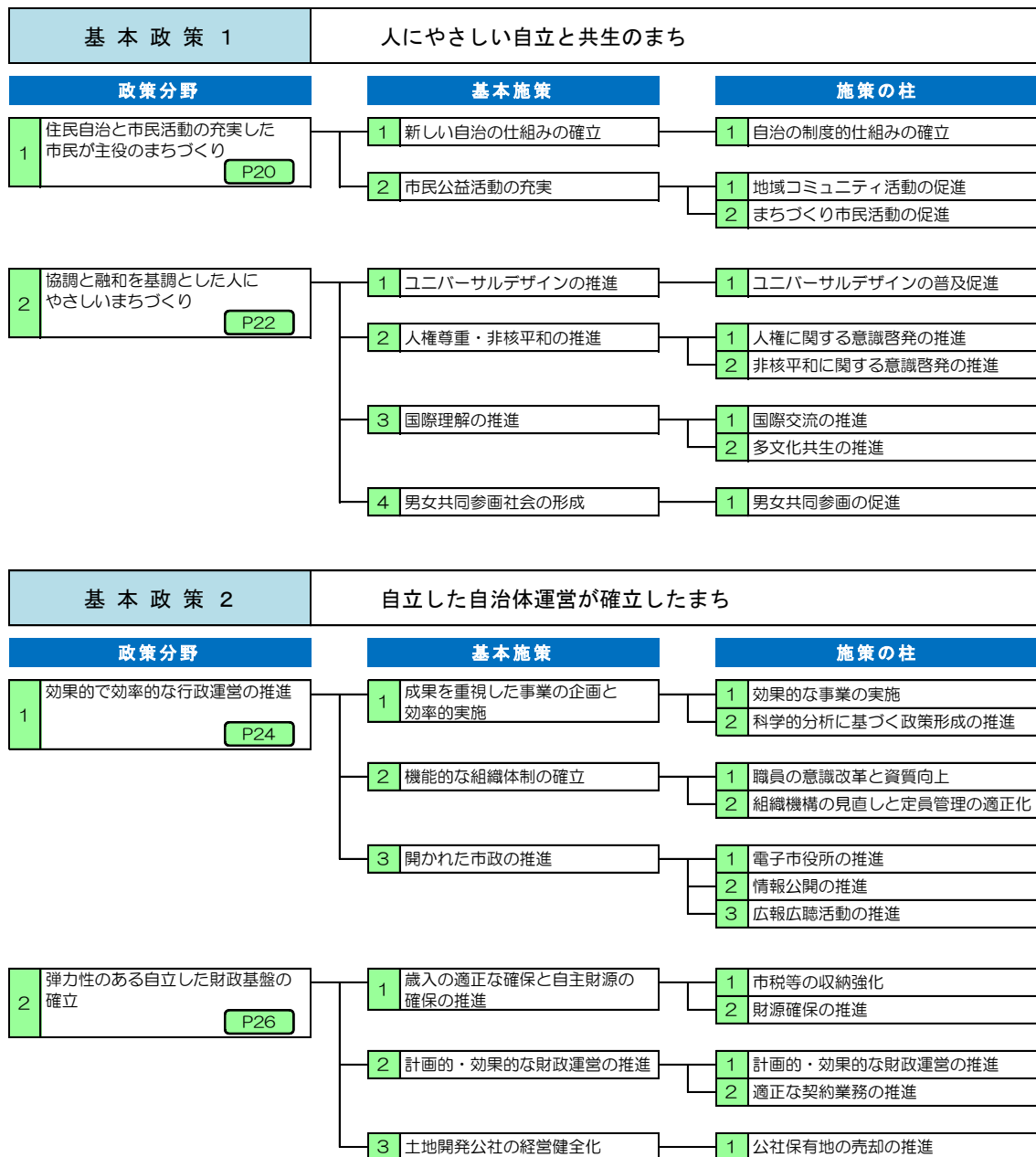
● 政策－施策－事業の関係

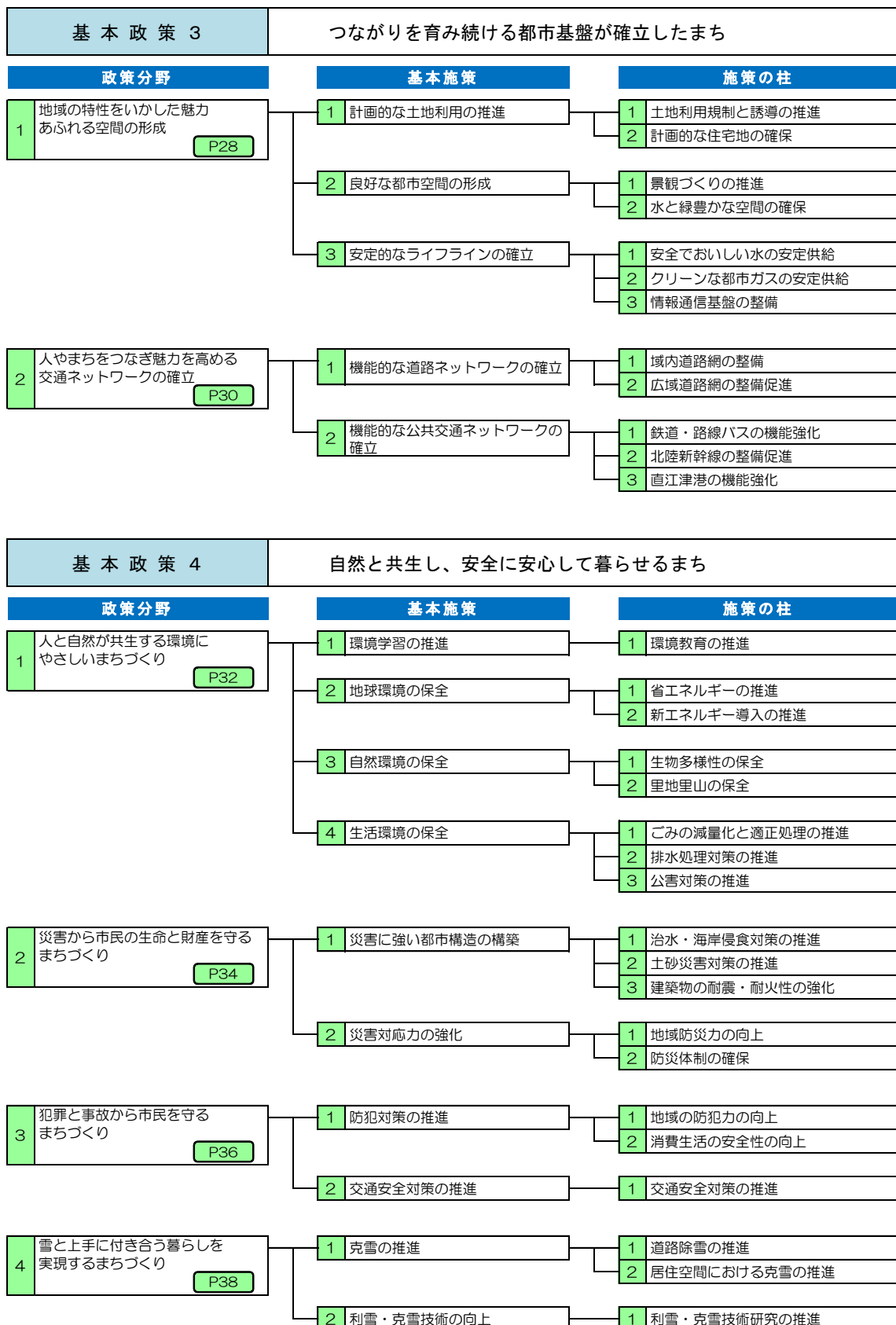


● 分野別計画の構成

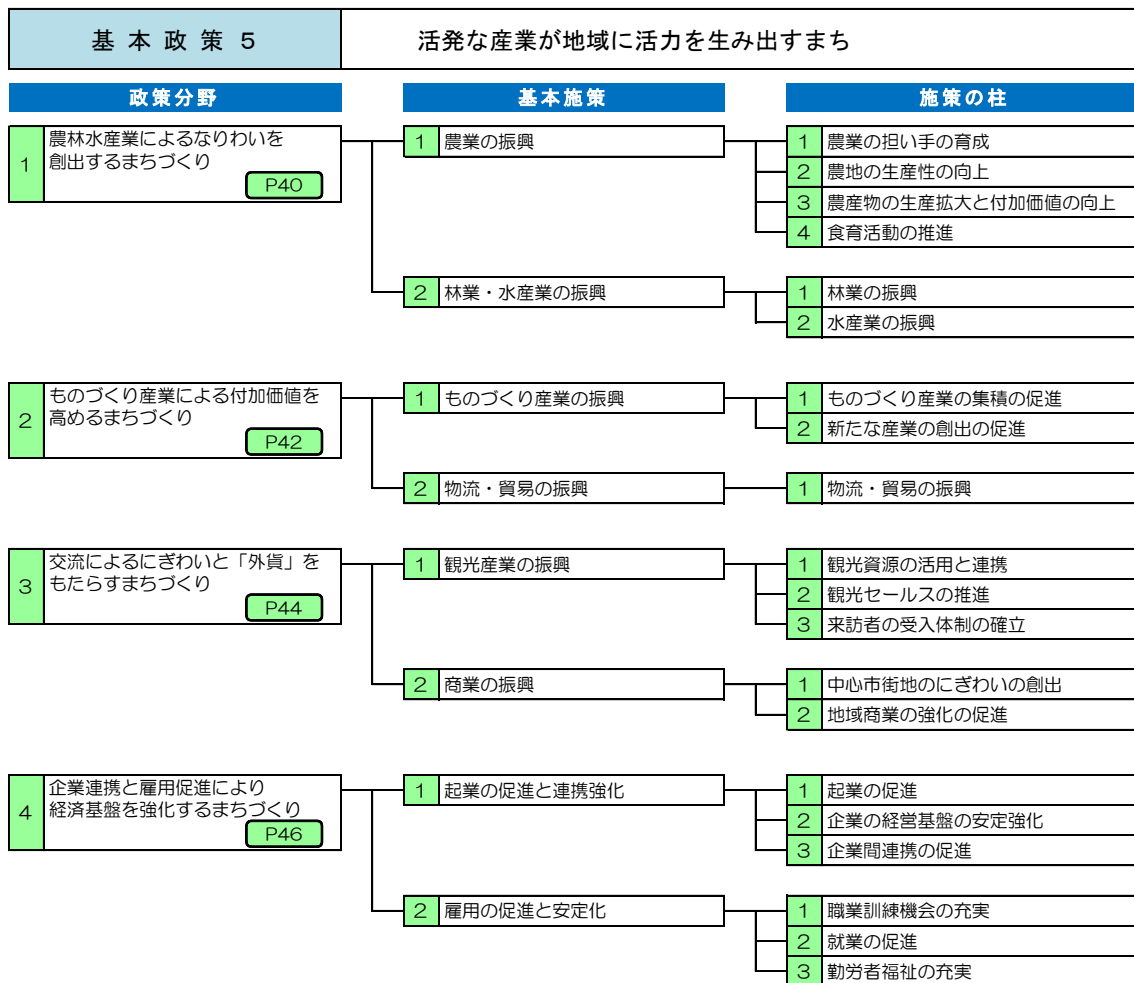
- ・ **基本的な考え方**
各政策分野における施策の意義や課題、取組の方向性について示しています。
- ・ **政策目標**
各政策分野において、市行政と市民、事業者が協力して最終的に目指す状態を定性目標として位置付けるとともに、これを補完するために「基本施策」レベルでの評価指標を設定しています（各政策分野を評価する際には、定性評価を基本としながら、この指標を参考値として用いるものとします）。
- ・ **施策の内容**
各政策分野を推進するために展開する施策の内容（「基本施策」－「施策の柱」－「施策の説明」）を示しています。

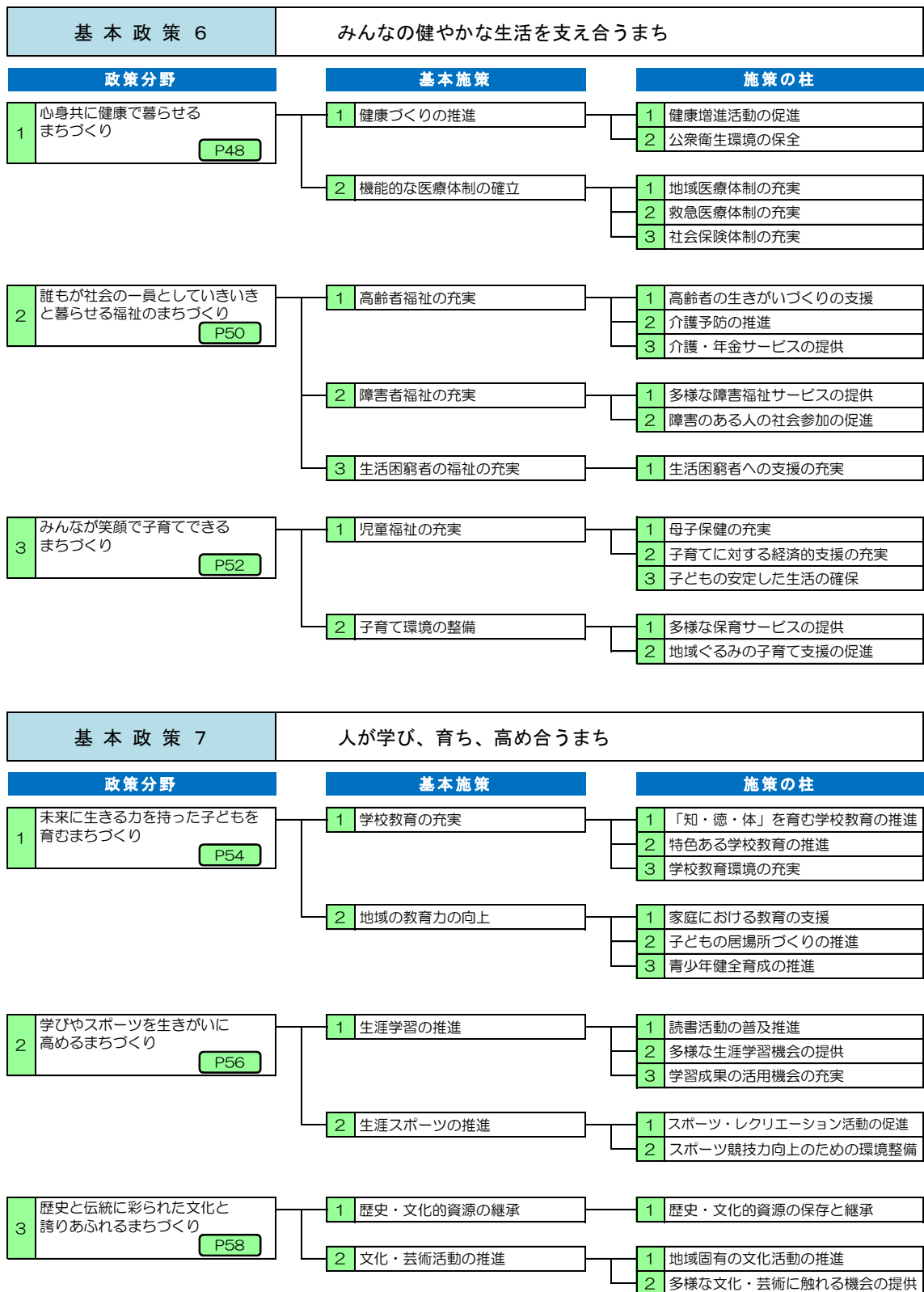
【分野別計画 体系図】





基本計画





第1節 人にやさしい自立と共生のまち

1 住民自治と市民活動の充実した市民が主役のまちづくり

基本的な考え方

平成17年1月1日の市町村合併を契機に13の旧町村の区域に設置した地域自治区⁵は、地域協議会の委員選任過程に投票を組み込むなど、その制度上の先駆性から全国的に注目を集めています。

この地域自治区は、都市内分権⁶の推進と住民自治の充実に資するものであることから、平成20年4月には、地方自治法に基づく制度に移行し、制度の恒久化を図るとともに、平成21年10月には、合併前の上越市の区域にも地域自治区を設置し、全市域へ導入拡大しました。また、平成20年4月には、当市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めた自治基本条例⁷を制定しました。

これらの新しい自治の仕組みを通じて、さらに、住民自治を充実していきます。

一方、地域力の源泉となる「新しい公共」の創造に向けて、身近な地域の課題解決のために自発的・主体的に取り組む市民活動や地域コミュニティ活動を支援するとともに、まちづくりのリーダーとなる市民の育成を図ります。

また、市民と行政との適切な協働のあり方についても、市民との対話を通じた納得性の高い形で行われるような体制をつくり、市民の自主性を前提とした相互連携を推進します。

政策目標

目指す状態	新しい自治の仕組みが市民に浸透することによって住民自治が高まり、自助・共助・公助がそれぞれの立場や能力に応じて実践される、市民が主役のまち。			
指標項目	策定時(時点)	中間検証		目標値(H26)
		目標値(H22)	実績値(時点)	
地域自治区制度に対する市民の認知度の割合(上越市市民の声アンケート)	—	—	35.9%(H21)	50.0%
市民活動や地域活動に参加している市民の割合(上越市市民の声アンケート)	—	—	43.3%(H21)	50.0%

施策の内容

1 新しい自治の仕組みの確立

(1) 自治の制度的仕組みの確立

- 地域における多様な市民活動の拠点として、旧町村の役場などをコミュニティプラザ⁸として整備し、地域の住民団体に管理・運営を委ねながら、自主的で活力ある地域づくりを進めます。
- 全市域に導入した地域自治区⁵制度により、都市内分権⁶の推進と地域特性や市民の声を一層いかしたまちづくりを進めます。
- 当市における自治のあり方の基本事項を定めた自治基本条例⁷により、住民自治のさらなる充実を図ります。

2 市民公益活動の充実

(1) 地域コミュニティ活動の促進

- 集落や町内会などの地域コミュニティにおける地域課題の解決に向けた自発的・主体的な取組を支援します。
- まちづくりに対する市民意識の高揚を図るとともに、まちづくりのリーダーや担い手となる多様な人材を育成するため、地域のまちづくりに関する講座を開催するほか、会議やイベント運営への参画等、実際の活動を通じて実践的な経験を積むことのできる機会を提供します。
- 人口減少や高齢化の進行が著しい中山間地域における集落の暮らしを守るとともに、これら集落の活力の維持・向上に向けた取組を推進します。

(2) まちづくり市民活動の促進

- NPO、ボランティア団体等の市民活動団体⁹による、自発的・主体的なまちづくりに向けた活動への支援を行うとともに、各分野におけるまちづくりに資する多彩な市民活動との連携を進めます。

2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり

基本的な考え方

共に支え合う人にやさしいまちであるためには、市民が皆平等で、協調と融和の中で共生できる市民社会を築いていくことが必要です。

しかし、現実には、門地、性別、障害の有無、国籍、年齢等による偏見や差別を感じ、それに伴う精神的苦痛や不便を抱えながら生活している市民がいることも確かです。また、国際結婚や就労・就学などによる外国人市民が増加する一方で、言葉をはじめ、お互いの国の文化や習慣の違いを理解できないことが問題となっていることも懸念されます。

このことから、男性も女性も、老いも若きも、障害のある人もない人も、共に支え合い助け合いながら、意識上の障壁を含めたあらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、バリアフリー¹⁰の考え方をさらに進めたユニバーサルデザイン¹¹の視点から、すべての人に配慮した施策・事業の積極的な展開を促進します。

また、その推進に当たっては、特に人権の視点からの取組が基本的かつ重要となることから、市民一人ひとりをかけがえのない存在として尊重する「人権都市宣言」の理念を踏まえた人権・同和問題への正しい理解と差別の撤廃、非核平和の理念の浸透、海外との交流や外国人市民との共生を通じた国際理解を推進します。

さらに、男女の人権を尊重し、社会のあらゆる分野で男女が平等に参画できる市民社会の形成を目指す「男女共同参画都市宣言」の理念を踏まえ、性別の違いを理由にした固定的な考え方に対する意識や制度の変革を推進します。

政策目標

指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
目指す 状態	門地、性別、障害の有無、国籍等による意識上の障壁を含むあらゆる障壁が解消され、多様な価値観を認め合う人にやさしいまち。			
バリアフリーの面で支障を感じる市民の割合 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート調査)	41.2% (H17)	36.4%	34.3% (H22)	30.0%
人権同和問題に関する正しい理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート調査)	73.9% (H17)	80.3%	66.1% (H22)	88.9%
外国人市民との共生に関する正しい理解度 (上越市人権・同和問題に関する市民アンケート調査)	37.6% (H17)	46.1%	34.2% (H22)	57.4%
男女の地位の平等感 (上越市男女共同参画に関する市民意識調査)	25.0% (H16)	30.5%	31.3% (H22)	35.5%

施策の内容

1 ユニバーサルデザイン¹¹の推進

(1) ユニバーサルデザインの普及促進

- 個人のような状況や能力にかかわらず、誰もが建物、環境、サービス等を利用しやすいまちを実現するため、ユニバーサルデザインの考え方の普及を図ります。

2 人権尊重・非核平和の推進

(1) 人権に関する意識啓発の推進

- 人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、学校、地域及び関係機関との連携を図りながら各種講演会や研修会、広報紙などを活用して啓発活動を推進します。

(2) 非核平和に関する意識啓発の推進

- 戦争の記憶を風化させることなく後世に語り継いでいくため、恒久平和に向けてたゆまない努力を続けることを誓った「非核平和友好都市宣言」の理念を踏まえ、戦争を知らない世代が平和の尊さを学ぶ機会を提供します。

3 国際理解の推進

(1) 国際交流の推進

- 国外の姉妹都市や友好都市との間で、市民・市職員の派遣や受入れを行うとともに、これらを契機とした交流を推進します。
- 国際交流センターを拠点とし、市民主体の多様な国際交流活動を支援します。

(2) 多文化共生の推進

- 外国人市民が暮らしやすい環境づくりを進めるため、外国人市民への日常生活に関する情報提供や相談業務を充実するとともに、多文化共生社会に向けた啓発活動を推進します。

4 男女共同参画社会の形成

(1) 男女共同参画の促進

- 性別による差別的取扱いの撤廃や仕事と家庭生活を両立できる環境づくりなどを進めるため、積極的な啓発活動や人材育成活動を実施します。
- 女性が抱える様々な問題に対応できる相談窓口の充実に努めます。

第2節 自立した自治体運営が確立したまち

1 効果的で効率的な行政運営の推進

基本的な考え方

地域主権の時代においては、地域の自己責任と自己決定による自律的な自治体運営の確立が必要です。市民の負託に基づき自治体運営を委ねられた市行政は、地域の将来を左右する重要な役割を担っていることを、改めて強く自覚していかなければなりません。

したがって、市の行政運営については、業務方法の効率性や迅速性をさらに高めていくため、継続的な行政改革を推進し、社会経済情勢の変化と多様化、複雑化する公共ニーズに的確に対応できる、効果的で効率的な行政運営を確立していく必要があります。

そのためには、何よりも的確な現状把握により課題の本質を明確にし、その上で職員と組織が必要な改善を恒常的に行うことが不可欠となります。

また、市民の思いに寄り添いながら議論し、提案・行動できる職員の育成と組織風土の構築を図るとともに、職員数の適正化と簡素で機能的な組織機構の編成を進めます。

さらに、市の各種情報を適切に管理しながら市民に適正かつ積極的に提供することによって、市政運営に対する市民の関心の高揚を図るとともに、広聴活動の充実により市民の意見の把握や市政運営への参画を促進するなど、開かれた市政を推進します。

政策目標

目指す状態	効果的な事業の実施や、機能的な組織体制の構築、行政情報の市民との共有化などを通じて、常に課題の本質と政策命題に基づく合理的な判断の下、効果的な手法を選択する「目標追求・成果重視型」の行政運営が行われている状態。			
指 標 項 目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
PDCAサイクル ¹² に基づく業務執行の定着度	—	100%	44.2% (H20)	100%
職員数	2,240人 (H19)	2,079人	2,041人 (H22)	1,950人
市の情報提供に満足している市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	42.8% (H17)	58.0%	40.6% (H21)	58.0%

施策の内容

1 成果を重視した事業の企画と効率的実施

(1) 効果的な事業の実施

- 前年度の課題等を踏まえた予算編成を行うとともに、改善を意識した事業等の執行を行い、その進捗状況を定期的に点検します。

(2) 科学的分析に基づく政策形成の推進

- 地方自治体としての政策形成能力の向上や実効性の高い政策形成を推進するため、市の重要課題を対象とした専門的・体系的な調査研究を実施します。

2 機能的な組織体制の確立

(1) 職員の意識改革と資質向上

- 人材育成方針に基づき、職員の育成と能力開発を総合的・体系的に推進します。

(2) 組織機構の見直しと定員管理の適正化

- 新しい時代の行政課題や市民ニーズにいち早く対応するため、組織横断的課題を迅速に調整・決定する機能を強化するとともに、簡素で効率的な組織機構を編成し、それらに見合う適正な職員数の確保や配置を行います。

3 開かれた市政の推進

(1) 電子市役所の推進

- 各家庭における情報通信機器の普及により、行政サービスの電子化が求められていることから、セキュリティ対策の維持・強化を行いながら、各種事務手続きや行政情報等の電子化を推進し、市民の利便性を向上します。

(2) 情報公開の推進

- 情報公開や個人情報保護制度の着実な運用及び文書管理体制の適正化に努めながら、市民との行政情報の共有化を進めます。
- 公文書等を市民共有の記録遺産として次代に確実に伝えていくため、資料の適正な収集と保存、公開を行います。

(3) 広報広聴活動の推進

- 広報紙やホームページ、報道機関などの各種広報媒体の特性をいかし、行政情報を的確に分かりやすく提供します。
- 市民の意見やニーズの把握を進めるため、対話集会や市政モニター制度など、市民との対話を重視した広聴活動を積極的に推進します。
- 施策の立案等における市民参画を推進するため、各種審議会への公募委員の登用などを行います。
- 市民の権利や利益を擁護するためのオンブズパーソン制度¹³の周知を図るとともに、その機能を十分発揮できるよう、独立性の確保などに努めます。

2 弾力性のある自立した財政基盤の確立

基本的な考え方

近年では、景気後退による市税の落ち込みが続いており、今後の回復も現時点では明確に見込めないことから、将来の歳入不足に備え、市税をはじめとした自主財源の確保が求められています。

各種産業の振興など地域経済の活性化による財源確保の取組は、今後もまちづくりの重要課題として進めつつ、行政改革の取組として市税と使用料の滞納分の徴収促進や受益者負担¹⁴の適正化、広報媒体など保有する資源を用いた歳入増加、さらには市の固定資産の売却及び貸付による歳入増加を図ります。

歳出面において、限られた財源を真に必要なサービスの提供や基盤整備へ適切に充てる一方で、平成27年度以降の普通交付税等の大幅な減額を見据え、中長期的な歳入・歳出の見通しに基づき、計画的な財政運営を行います。また、各年度の予算編成に当たっては、選択と集中の視点から、重点施策への確に予算を配分します。

一方、当市の土地開発公社¹⁵は、市の債務保証によって金融機関から資金を借り入れながら土地を購入し、平成21年度末で約185億円（簿価）の土地を保有しています。借入金の利率が上昇すると市の財政を圧迫することから、公社の経営健全化を早急かつ重点的に進めるため、保有土地の買戻しや売却などを進めます。

政策目標

目指す状態	歳入の適正な確保と計画的な財政運営、土地開発公社の経営健全化などを通じた健全な財政運営を推進し、弾力性のある自立した財政基盤が確立された状態。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
収納率	94.8% (H18)	95.0%	94.6% (H21)	95.0%
実質単年度収支	△2.75億円 (H18)	黒字	黒字14.07億円 (H21)	黒字
通常分の市債残高 (一般会計)	866億円 (H18)	836億円 (H21)	806億円 (H21)	786億円
土地開発公社の土地保有額	234億円 (H18)	148億円	185億円 (H21)	62億円

施策の内容

1 歳入の適正な確保と自主財源の確保の推進

(1) 市税等の収納強化

- 課税や受益者負担¹⁴の適正化と納税意識の高揚を図るとともに、税の公平性や財源を確保するため、納税環境を整備し、市税等の滞納分の徴収強化に取り組めます。

(2) 財源確保の推進

- 遊休財産の情報をきめ細かく発信して売却や貸付を推進します。
- 安定した行政サービス提供に必要な財源を確保するため、産業振興や企業誘致等による税収の確保に資する施策に積極的に取り組むほか、新たな財源の発掘と確保を図ります。

2 計画的・効果的な財政運営の推進

(1) 計画的・効果的な財政運営の推進

- 将来負担の軽減や歳出予算の減量化を図った上で、中長期的な財政見通しを踏まえ、総合計画に掲げられた施策を最大限担保するための計画的かつ効果的な財政運営を行います。

(2) 適正な契約業務の推進

- 電子入札の対象案件の拡大など、公共調達¹⁶における競争性や透明性をより高めていくとともに、より良い品質も担保される、公正かつ適正な入札・契約制度の構築に努めます。

3 土地開発公社¹⁵の経営健全化

(1) 公社保有地の売却の推進

- 土地開発公社の経営健全化のため、これまで土地開発公社が先行取得し、保有している土地について、市の買戻しと民間売却を計画的に進めるとともに、民間売却に重きを置いた現行の経営健全化の見直しや地方債の特例を活用した公社債務の整理などについても研究します。

第3節 つながりをつくり続ける都市基盤が確立したまち

1 地域の特性をいかした魅力あふれる空間の形成

基本的な考え方

都市環境と生活基盤の整備は、秩序と調和、まちの魅力と発展性、さらには安全性や効率性といった様々な視点を踏まえながら、計画的に進めていかなければなりません。特に、これからの人口減少社会においては、無秩序な郊外開発を防止し、既存の建築物やインフラ¹⁷等の有効活用を主眼に都市機能¹⁸を再編する中で、市民生活の利便性とあわせて、当市の魅力や拠点性を高めていく必要があります。

このことから、行政のみならず民間企業などによる開発行為が市民全体の利益を損なうことのないよう、都市計画による土地利用規制や大規模開発行為の適正化などによる各種機能配置の規制と誘導を徹底するとともに、市街化区域内の未利用地については、今後のニーズを慎重に考慮した上で整備・改善を図ります。中でも、北陸新幹線の開業を控えた新幹線新駅周辺地区においては、乗降客の交通アクセス性に重点を置きながら、当市の玄関口としてふさわしい基盤整備を推進します。

また、歴史と文化、自然が調和した美しいまちなみと景観を守り育てていくとともに、日常生活に安らぎを与え、スポーツやレクリエーション活動に適した空間として、都市公園や水辺環境などを確保し、緑化活動を推進することによって、水と緑豊かな都市空間を創出します。

さらに、市民生活や企業活動を支えるライフライン⁴として、都市ガスや水道の安全かつ安定的な供給を図るとともに、ブロードバンド¹⁹などの情報通信基盤の整備を推進します。

政策目標

目指す状態	機能的な土地利用を推進するとともに、水と緑豊かな都市空間や良好な景観を形成し、市民生活や企業活動を支えるライフラインを確立することによって、地域の特性をいかした魅力あふれる空間が形成されたまち。				
	指標項目	策定時(時点)	中間検証		目標値(H26)
			目標値(H22)	実績値(時点)	
	市街化区域の未利用地面積	143.2ha(H18)	75.9ha	102.2ha(H22)	50.7ha
	景観づくり重点区域面積	70.2ha(H18)	70.2ha	70.2ha(H22)	80.0ha
	緑や水辺が豊かだと感じる市民の割合(上越市市民の声アンケート)	58.2%(H17)	59.1%	62.5%(H21)	65.0%
	石綿セメント管残延長	106,553m(H18)	66,253m	53,048m(H22)	12,039m
	ねずみ铸铁管残延長	10,589m(H18)	2,924m	931m(H22)	0m

施策の内容

1 計画的な土地利用の推進

(1) 土地利用規制と誘導の推進

- 都市計画による土地利用規制や大規模開発行為の適正化などにより、一貫性のある各種機能配置の規制と誘導を推進します。
- 公共公益施設²⁰や大規模な商業施設等の新規立地や移転に対して、市街化区域内における遊休地や未利用地の有効活用を図りつつ、中心市街地活性化等に寄与する立地規制や誘導を推進します。

(2) 計画的な住宅地の確保

- 今後の居住に対するニーズを十分に踏まえつつ、公共施設やライフライン⁴等を一体的に整備できる土地区画整理事業等により、宅地供給を行います。

2 良好な都市空間の形成

(1) 景観づくりの推進

- 広報紙やセミナーなどを通じて、景観の重要性に対する市民への意識啓発や景観づくりの担い手となる人々の育成を図ります。
- 景観づくりに重大な影響を及ぼす行為を制限するとともに、豊かな自然や歴史的なまちなみなどの個性的で優れた景観を市民と共に守り育てるための取組を推進します。

(2) 水と緑豊かな空間の確保

- 緑化の推進や、市民の主体的な緑化活動に対する支援を行うとともに、市民の憩いや交流の場としての公園整備とその積極的活用を図ります。

3 安定的なライフラインの確立

(1) 安全でおいしい水の安定供給

- 安全でおいしい水道水の安定的な供給のため、計画的な施設整備を行うとともに、水源の適正な管理と水源かん養²¹に向けた取組を推進します。

(2) クリーンな都市ガスの安定供給

- 都市ガスの安全かつ安定的な供給のため、計画的な施設整備や保安対策の強化を図るとともに、環境性に優れた都市ガスの高度利用を推進します。

(3) 情報通信基盤の整備

- 急速に進展する社会の情報化に伴い日常生活や企業活動等に不可欠となっている情報通信基盤について、光ファイバ網によるブロードバンド¹⁹環境を情報化の核と捉え、官民連携により整備推進に取り組みます。

2 人やまちをつなぎ魅力を高める交通ネットワークの確立

基本的な考え方

人や物を地域に集めるためには、地域の魅力が必要であることはもとより、それらを運ぶ動脈の利便性の高さが重要となります。現在建設が進められている北陸新幹線や上越魚沼地域振興快速道路²²等の広域幹線道路の整備促進、上信越自動車道の全線4車線化の早期実現に向けた取組を推進し、高速交通ネットワークの充実を図ります。

また、域内道路網については、各路線の整備にかかる費用のみならず、緊急性や補修、除雪などを含めた維持管理費などを勘案しながら、適正かつ計画的な整備や維持管理を進めます。

一方、公共交通機関のうち路線バスについては、モータリゼーション²³の進行と、それに伴う利用者の減少が利便性低下を招くという循環構造に陥っており、公費負担により運行を維持している状況です。しかし、高齢者や若年層をはじめとした移動制約者²⁴にとって公共交通は欠かせない「生活の足」であるほか、来訪者の移動手段として、さらには、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを実現するためにも、北陸新幹線の開業を見据えた都市構造と一体的な公共交通ネットワークが必要と言えます。

このことから、北陸新幹線の開業に合わせてJRから経営分離することとなる在来線を、域内公共交通における骨格と位置付ける中で、利用ニーズに即した最適な交通手段のあり方を検討するとともに、全市的には、バス路線と鉄道、福祉有償運送²⁵をはじめとする多様な手段を複合的に組み合わせた総合的な公共交通体系として再構築します。

さらに、重要港湾直江津港の整備促進についても、北信越地方から北東アジアへの玄関口としての地理的優位性を広く県内外へアピールしながら、港湾管理者である県など関係機関と連携し、直江津港独自の利用メリットを生み出していきます。

政策目標

目指す状態	市内における都市構造と公共交通・道路ネットワークの一体的な構築が進み、港湾機能や高速交通ネットワークが充実することによって、市の拠点性が高まり、交流の拡大や投資を誘引する基盤が確立されたまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
市内高速道路インターチェンジの利用台数	562万台 (H17)	588万台	650万台 (H21)	650万台
鉄道の利用者数	328万人 (H17)	324万人	327万人 (H21)	344万人
路線バスの利用者数	293万人 (H17)	290万人	224万人 (H21)	166万人

施策の内容

1 機能的な道路ネットワークの確立

(1) 域内道路網の整備

- 市民生活に身近な道路網については、その必要性や緊急性などに応じて計画的に道路整備を行うとともに、適正かつ計画的な維持補修を行います。
- 市内における移動の円滑化や経済活動の促進を図る都市計画道路等については、国や県などとの連携を図りながら、その必要性や緊急性などに応じて計画的に道路整備を行うとともに、適正かつ計画的な維持補修を行います。

(2) 広域道路網の整備促進

- 上信越自動車道の全線4車線化や上越魚沼地域振興快速道路²²の早期完成を目指し、関係団体との協力による要望活動を行います。

2 機能的な公共交通ネットワークの確立

(1) 鉄道・路線バスの機能強化

- 市内の中心部を走る鉄道や主要なバス路線については、使いやすく利便性の高い路線・ダイヤの設定を目指すとともに、観光振興や商業振興、環境保全などの取組と連携した利用促進を一体的に行います。
- 市内の中心部と旧町村の中心地とを結ぶ鉄道や主要バス路線については、旧町村の中心地の求心性を高める取組を一体的に行う条件の下、一定の利便性を確保します。
- 移動制約者²⁴の身近な移動手段としてのコミュニティバスや乗合タクシーなどを地域住民との協力体制の下に確保します。

(2) 北陸新幹線の整備促進

- 北陸新幹線の開業に向け、関係団体や市民との連携を図りながら、その建設促進や利便性向上に向けた要望活動や環境整備を行います。

(3) 直江津港の機能強化

- 小木直江津航路について、様々な利用促進策に取り組み、その安定運航を図ります。
- 使い勝手のよい港づくりに向け、今後も必要な整備について関係機関と連携し取り組みます。

第4節 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち

1 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり

基本的な考え方

上越市は、古代から水と緑に恵まれた四季折々の美しい環境に抱かれ、こまやかな人の心を育みながら栄えてきました。将来にわたりこの自然の恵みを享受していくためには、環境を適切に保全し、人と自然が共生できる良好な状態を維持していかなければなりません。

しかし、今日の環境問題は、日常生活や事業活動による環境負荷の増大が原因と言われ、その環境負荷は地球規模の広がりを持ち、影響は将来の世代にも及ぶものとなっています。特に、地球温暖化は人類の生存基盤に関わる最重要課題の一つであり、この問題を抜本的に解決するためには、温室効果ガス²⁶の大幅な削減が必要とされています。当市は、市民一人ひとりが地球市民としての自覚を持ち、環境に配慮したまちづくりを進める必要があるとの考えに立ち、平成10年に「地球環境都市宣言」を行いました。

このことから、環境問題に対して熱心に取り組む市民団体や企業などとの連携を強化するとともに、家庭、学校、職場などのあらゆる場面において、環境保全に向けた行動の重要性を訴えるなど、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を自ら見直すきっかけづくりとしての啓発活動や環境教育の充実を図ります。

また、省エネルギー活動や太陽光、雪冷熱などの新エネルギー²⁷の普及を促進し、市民生活やまちづくりに定着するエネルギーの効率的な利用を図ることによって、中長期的な視点から温室効果ガスの排出削減を推進します。

さらに、里地里山²⁸が荒廃し、生態系への影響が顕在化している危機的状況を踏まえ、希少な動植物²⁹の保護や里地里山の保全と活用を推進し、多様かつ豊かな自然を守り次世代へ継承していきます。

家庭や事業所から排出されるごみに対しては、3R（リデュース³⁰、リユース³¹、リサイクル³²）の取組を進めるとともに、資源化できないごみについては適正に処理を行うことによって、資源循環型社会³³の確立を目指します。大気汚染や水質汚濁などの公害対策についても、人体や周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう着実に推進します。

政策目標

目指す状態	環境学習の推進と合わせて、地球環境、自然環境、生活環境それぞれに対する環境負荷が軽減され、人と自然が共生する環境にやさしいまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
環境改善活動を実践する市民の割合 (上越市環境市民アンケート)	60.4% (H16)	68.5%	64.3% (H21)	75.0%
二酸化炭素排出量 (CO ₂ 換算)	2,862 千t (H15)	2,109 千t	2,664 千t (H18)	2,094 千t
森林面積(民有林面積)	48,786ha (H17)	48,791ha	48,776ha (H21)	48,795ha
市民1人当たりの家庭ごみ排出量	301kg (H18)	297kg	244kg (H21)	260kg 以下
汚水衛生処理率 (生活排水処理が適切に処理されている人口割合)	56% (H16)	71%	73% (H21)	80%

施策の内容

1 環境学習の推進

(1) 環境教育の推進

- 豊かな自然環境や様々な地域資源³⁴を活用し、子どもから大人まで、市内外を問わず、環境問題の要因や対策方法、市民一人ひとりが守るべきルールについての学習機会を提供するとともに、その担い手となるリーダー等の育成を図ります。
- 環境保全につながる様々な取組が魅力的な新しいライフスタイルとして定着することを旨し、広報紙やイベント、各種講座などを通じた啓発活動を行います。

2 地球環境の保全

(1) 省エネルギーの推進

- 市の施設における省エネルギーに率先して取り組むとともに、家庭生活や事業活動等における省エネルギー対策を推進し、環境保全の具体的な行動を促進します。

(2) 新エネルギー²⁷導入の推進

- 太陽光や雪冷熱、風力などの自然エネルギー導入への取組実績を踏まえ、地域特性をいかした新エネルギーの導入や市民、事業者に対する普及を推進します。

3 自然環境の保全

(1) 生物多様性の保全

- 希少な動植物²⁹の生息状況を把握するとともに、総合的な視点から自然環境の保全を図りつつ、生物多様性を守り育む取組を推進します。

(2) 里地里山²⁸の保全

- 里地里山の重要性について市民の意識を深めるため、自然の素晴らしさや大切さについて体験を通して学ぶことができ、豊かな里地里山の保全・活用を實踐できる場づくりを推進します。

4 生活環境の保全

(1) ごみの減量化と適正処理の推進

- 家庭や事業者から排出されるごみの減量化や再利用を促進します。
- 排出されたごみについては、環境負荷や経済性などを勘案し、できる限り資源化を進めるための収集・分別・リサイクル³²システムを確立します。
- 資源化できないごみについては、焼却や埋立て等により適正に処理します。
- 美しい生活環境づくりを進めるため、市民、事業者、行政の連携による不法投棄の防止活動やクリーン活動などを推進します。

(2) 排水処理対策の推進

- 公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水処理施設について、地域特性に応じた効果的・効率的な整備を行うとともに、公共下水道等への速やかな接続について徹底を図り、長期にわたり適正な処理がなされるよう計画的な維持補修を行います。

(3) 公害対策の推進

- 大気汚染、水質汚濁、地盤沈下などの公害問題に対し、関係機関との連携体制の強化や監視体制の充実等によって、速やかな状況把握や適正な対処を進めます。

2 災害から市民の生命と財産を守るまちづくり

基本的な考え方

上越市は、その地勢・気候上の特性から、地震、水害、土砂災害、津波、突風、豪雪など、多種多様な自然災害要因を有しています。これらの要因に異常気象の傾向もあいまって、過去の経験や常識では想定し得ない災害の発生が懸念されています。さらに、自然災害だけでなく、国際社会において核実験やテロなどが相次いだことを受け、緊張感が高まっています。

このことから、災害の発生や拡大を防止するため、河川、海岸、地すべり地帯を中心として、自然条件などの地域特性を勘案した防災機能の整備を図るとともに、建築物の適切な維持管理や耐震補強等によって、災害に強い都市基盤の構築を推進します。

また、災害が発生したときに速やかな対応ができるよう、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害時に的確な対応ができる担い手の確保や、町内会や民生委員³⁵・児童委員³⁶等の間で個人情報共有できるような仕組みを検討するなど、地域防災力の向上に努めます。

さらに、大規模な災害やテロなどへの対応については、これまでの例にとらわれず起こり得る様々な状況をあらかじめ想定した上で、関係機関との連携による危機管理体制を構築するとともに、研修や訓練等を通じた組織的対応力の強化を推進することで、市民の生命の安全確保を第一に、迅速な初動体制と的確な組織的対応を図ります。

政策目標

目指す状態	災害に強い都市構造の構築が進み、地域ぐるみの防災力が向上し、さらには発生した災害に迅速かつ的確に対応できる体制の確保によって、災害への高い対応能力を持ったまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
公共の施設の耐震化整備率	14.0% (H18)	50.0%	51.4% (H21)	85.0%
火災発生件数	64件 (H18)	58件	57件 (H21)	56件以下
自主防災組織 ³⁷ の組織率	60.0% (H18)	84.1%	83.9% (H21)	100%

施策の内容

1 災害に強い都市構造の構築

(1) 治水・海岸侵食対策の推進

- 台風、集中豪雨時の浸水被害を防ぐため、地域住民や河川管理者と連携を図りながら、河川の改修・整備を促進するとともに、都市下水路等の雨水幹線の整備や維持管理、悪水路の改良など、総合的な治水対策を推進します。
- 地域住民との連携を図りながら、海岸侵食対策に関する事業を促進します。

(2) 土砂災害対策の推進

- 土砂災害を未然に防ぐため、地すべり防止地区等危険箇所における監視を継続的に行うとともに、国や県などと連携を図りながら砂防関連事業を推進します。

(3) 建築物の耐震・耐火性の強化

- 災害時の活動拠点や避難所としての役割も果たす公共施設の耐震化に率先して取り組むとともに、民間の建築物の耐震診断や耐震性・耐火性の強化を促進するための支援を行います。

2 災害対応力の強化

(1) 地域防災力の向上

- 市民の防災意識の高揚を図る防災訓練や、地域における自主防災組織³⁷や防災士を育成する講習活動を実施します。
- 災害時の支援が有効に機能する地域づくりを進めるため、要援護者³⁸情報について、自主防災組織や民生委員³⁵・児童委員³⁶などの支援者と市が共有化できる仕組みを構築します。
- 災害時の情報収集及び伝達体制として、防災行政無線システムなどの効果的な整備を推進するとともに、適切な運用に努めます。

(2) 防災体制の確保

- 大規模な災害やテロなどの発生時に迅速かつ的確に活動できる体制を構築するため、それらの危機に関する情報収集や関係職員の教育訓練などを実施します。
- 消防施設や消防団の保有する資機材を計画的に整備、更新します。
- 地域の実情や地域間バランス等を考慮した消防団の組織見直しを行いつつ、団員の対応能力の向上、消防団の充実を図ります。
- 災害時急用物資を備蓄するほか、災害時相互応援協定に基づく広域的な防災体制を維持、強化します。

3 犯罪と事故から市民を守るまちづくり

基本的な考え方

私たちの身の回りには様々な危険が潜んでいます。近年の犯罪発生件数は減少傾向にあるものの、社会経済情勢の変化を反映し、振り込め詐欺やサイバー犯罪³⁹など新たな手口の犯罪が増加しており、その一方で、短絡的かつ衝動的な凶悪犯罪も目立っています。さらに、依然として飲酒運転などの危険運転も後を絶たず、日常生活の様々な場面で発生する事件や事故が、私たちの不安感を高める要因となっています。

このことについては、まず何よりも犯罪の防止に配慮した環境づくりを進め、さらに市民一人ひとりの交通安全に対する意識の向上を図ることが重要となります。

犯罪の防止に向けては、警察など関係機関との連携を図るとともに、地域の安全は自ら守るという意識の下、地域と関係機関が一体となり、パトロールや見守り活動をはじめとした防犯活動を推進します。また、犯罪の手口や消費生活知識の発信、相談機能の充実、さらには的確な防犯情報の発信など、犯罪被害を未然に防ぐための取組を進めます。

一方、交通安全の向上に向けても、関係機関との連携を図るとともに、学校や地域における交通安全教室の開催や、交通ルールの遵守をはじめとした運転者のマナー向上のための啓発活動などを推進します。

政策目標

目指す状態	犯罪による被害や交通事故を未然に防ぐ啓発活動が推進され、地域ぐるみの防犯力が向上することによって、事故や犯罪の発生が抑制された安心感の高いまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
犯罪発生件数	2,002 件 (H18)	1,802 件	1,677 件 (H21)	1,591 件
交通事故死者数	15 人 (H18)	13 人以下	6 人 (H21)	13 人以下

施策の内容

1 防犯対策の推進

(1) 地域の防犯力の向上

- 地域防犯団体や警察など関係機関との連携を図りながら、110番協力車制度や防犯・安全点検パトロールなど地域ぐるみの積極的な防犯活動を推進します。
- 犯罪、事故等の発生情報の提供や、防犯教室の開催などを通じた啓発活動を行います。

(2) 消費生活の安全性の向上

- 的確で迅速な情報提供と学習機会の提供により、消費者の自律的な行動を支援します。
- 複雑、多様化する消費トラブルに対応するため、関係機関と連携を強化し、相談体制の機能充実に努めます。

2 交通安全対策の推進

(1) 交通安全対策の推進

- 市民の交通安全意識の向上、特に子どもや高齢者などの交通弱者に重点を置いた交通安全教育に取り組むとともに、児童生徒の通学途上をはじめとした道路交通環境の整備を推進します。
- 交通災害共済制度の普及を進めるとともに、交通事故に関する相談業務を充実します。

4 雪と上手に付き合う暮らしを実現するまちづくり

基本的な考え方

冬季間の降雪は、水資源をはじめとした豊かな自然の恵みを当地にもたらし、雪との暮らしの中で、固有の雪国文化を育んできました。

その一方で、日常生活に支障を来すこともある雪への対応が、当市における積年の課題ともなっています。特に、日常生活圏が拡大した今日において、道路や鉄道等の交通機関への影響が、通勤や通学の混乱を招いており、加えて、企業活動の停滞など経済的な損失も少なくありません。

また、高齢化や核家族化の進行などによって、個人住宅の除雪に対する援助が必要な世帯も増えています。

このことから、道路除雪については基幹的手法である機械除雪を徹底するとともに、流雪溝の整備などにより住宅等の屋根雪処理も含めた排雪処理機能の向上を図ります。また、住宅除雪については、克雪住宅整備に対する支援を図るとともに、除雪作業を自力で行うことが困難な要援護世帯については、建物や敷地内通路の除雪費支援と合わせて、実効性の高い除雪ボランティア制度を構築し支援の充実を図ります。

一方、大学などの研究機関や関係団体との連携の下、当市の降雪特性を考慮した消融雪技術や利雪技術の研究成果を踏まえ、一般への普及が見込める技術については、地元企業などとのマッチング⁴⁰を図りつつ、その実用化に向けた提案を行います。

政策目標

目指す状態	雪がもたらす障壁を克服しつつ、雪を資源として活用する工夫などを通して、雪と上手に付き合う暮らしが営まれるまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
幹線市道における交通不能発生件数	0件 (H18)	0件	0件 (H21)	0件
雪に関する新技術・活用モデルの調査研究数	2件 (H18)	2件	2件 (H21)	2件

施策の内容

1 克雪の推進

(1) 道路除雪の推進

- 地域に密着した民間事業者や各種団体と連携し、冬期の道路交通を確保するための除雪を行うなど、切実な市民ニーズに応えるための除雪体制を確保します。

(2) 居住空間における克雪の推進

- 冬期生活の安全、快適な環境づくりのため、消融雪施設の維持及び更新や流雪溝の整備を進めるとともに、克雪住宅整備に対する支援を行います。
- 地域と連携し、ボランティア活動などによる除雪困難世帯への支援を行います。

2 利雪・克雪技術の向上

(1) 利雪・克雪技術研究の推進

- 科学技術の視点から、大学や関係団体、民間企業との連携により行った、消融雪技術の研究成果を基に、実用化に向けた技術開発の情報収集に努めます。
- 雪国の特性をいかす雪の利活用に向け、一般家庭における雪冷房装置や冷熱源とする雪の貯蔵・配送システムをはじめとした利雪技術の研究を進めます。

第5節 活発な産業が地域に活力を生み出すまち

1 農林水産業によるなりわい⁴¹を創出するまちづくり

基本的な考え方

海・山・大地と向き合い、その恵みを収穫とする農林水産業は、生活の糧だけでなく生産者にとっての生きがいや楽しみ、喜びを授けてくれる産業です。また、多くの市民が愛着と誇りを持つ自然豊かな景観や、自然災害を防ぐ生活環境などは、この農林水産業を通じて育まれ、守られている側面が大きいと言えます。

しかし、当市の農業は、就業構造の変化による他産業への就業や米の生産調整面積の拡大、米価の下落による所得の低下などが要因となり、後継者の減少や作業従事者の高齢化が進み、結果として耕作や管理が放棄される農地が増加傾向にあります。

加えて、国が、これまでの価格補償を基本としてきた農業政策から所得対策へと農業政策の抜本的改革を図ったことなどにより、再生産可能な農業経営の基盤を作ることが急務となっています。

また、消費者の食に対する価値観の変化と嗜好の多様化により、安全・安心な農産物やおいしい低価格米が多く求められるようになり、化学肥料や化学合成農薬の使用量を低減した環境にやさしい農産物の生産や生産コストの低減への対応が迫られています。

このことから、集落営農⁴²の推進や、地域農業の担い手となる認定農業者⁴³を含めた意欲ある多様な農業者の育成に取り組み、これからの農業情勢の変化に対応できる体制の構築を進めます。あわせて、中山間地域における継続的な農業生産活動等ができるよう、集落間連携などにより地域マネジメント機能を有した組織づくりを進めます。

また、適作品目の栽培等による農地の有効利用を推進し、耕作放棄地⁴⁴や遊休農地の増加の防止に努めるとともに、担い手への農地集積や生産基盤の整備による作業時間の短縮を目指すなど効率化を図り、生産性の向上に向けた取組を推進します。

さらに、消費者の食に対する安全意識の高まりをとらえた環境にやさしい農業を推進し、地元農産物の品質と付加価値の向上を図る中で、売れる米づくり、求められる米づくりを推進します。また、農業者による6次産業化⁴⁵や、意欲ある農家の創意工夫を促進し産業としての農業の発展に努めつつ、地元産品の市場競争力の向上を図るとともに、積極的なPR活動を通じて販路を開拓し、地産地消⁴⁶の取組と合わせて消費の拡大を図ります。

林業については、国土の保全や水源かん養²¹、地球温暖化防止、木材生産など、森林の持つ多面的な機能を念頭におきながら、適正な森林整備を推進し活性化に向けた支援を図っていきます。水産業については、将来にわたり安定した生産を確保していく視点から、漁港の整備や栽培漁業試験研究や有用種の種苗放流を支援するなど、漁業環境の整備を推進します。

政策目標

目指す状態	意欲ある担い手の育成や生産性の向上、生産物の付加価値の向上などによって、農林水産業の多面的な機能が維持されつつ、生産者の高い生産意欲や産地としての高い競争力を持ったまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
農振農用地面積	—	—	20,069ha(H22)	19,931ha
認定農業者数	—	—	1,022人(H22)	1,022人
林業経営体数 (一定の規模・年数にわたり林業を行う世帯等)	306(H17)	300	—	300
漁業従事者数	178人(H15)	170人	163人(H20)	170人

施策の内容

1 農業の振興

(1) 農業の担い手の育成

- 認定農業者⁴³の育成など、引き続き農業経営に意欲のある担い手の育成・確保に取り組むとともに、小規模農家や兼業農家も地域農業の重要な担い手として、地域の実情に即した集落営農⁴²への参加などを促進します。
- 将来の担い手や労働力の確保を図るため、新規就農や定年就農などを促進します。
- 安定した経営体の育成を目指すとともに、最新技術の習得を推進します。
- 集落間で有機的な相互協力体制を構築するなど持続・発展可能な中山間地域農業の振興を図ります。

(2) 農地の生産性の向上

- 優良農地の確保と有効利用を促進するとともに、ほ場やため池、農道、用排水路など生産基盤や生活環境基盤の整備を計画的に進めます。
- 中山間地域等の耕作放棄地⁴⁴の発生防止など、営農の継続性に配慮しながら、地域の実態に応じた支援や振興策を講じます。

(3) 農産物の生産拡大と付加価値の向上

- 農業における自然循環機能の維持増進と持続的発展を図るため、化学肥料・化学合成農薬使用量の低減や新たな農業技術の導入など、環境保全型農業を推進します。
- 上越産コシヒカリを代表とした良質米や園芸作物などの地域農産物ブランドの確立を目指します。
- 多様な農産物を安定的に生産し、食料自給率向上と地産地消⁴⁶を推進するとともに、都市との交流促進などによって地域外への販売強化を促進します。

(4) 食育⁴⁷活動の推進

- 市民一人ひとりが自らの「食」について考える習慣を身につけ、生涯を通じて健全で安心な食生活を実現できるよう、食育活動を推進するとともに、地域農産物の安定的な生産供給を推進します。

2 林業・水産業の振興

(1) 林業の振興

- 効率のかつ安定的な林業経営と森林が持つ多面的機能を発揮するために、治山や林道整備など基盤整備と、間伐や病虫害対策など必要な森林整備を行うとともに、森林資源の有効活用を進めます。

(2) 水産業の振興

- 沿岸漁場の生産力向上に向けた、稚魚や稚貝の放流により資源の維持培養を図るとともに、漁港施設等の計画的な整備とその有効活用を進めます。

2 ものづくり産業による付加価値を高めるまちづくり

基本的な考え方

ものづくり産業が創出する付加価値は、地域経済に活力をもたらす源泉の一つであり、工場等の新設は一時的に大規模な雇用創出や経済波及効果をもたらす、いわば地域経済へのカンフル剂的な効果が期待できます。

しかし、製造業は、経済活動のグローバル化が企業戦略に色濃く反映し、国内における新規設備投資が縮小するなど、企業誘致は容易には望めない状況にあります。

また、社会経済情勢の変化に伴う影響を受けにくい、粘り強い産業構造を構築していくためには、特定の大企業や業種に偏った構成にするのではなく、多種多様で重層的な業種業態を目指すとともに、域内において経済循環が活発となる産業構造へと転換を促すことも必要です。

そのためには、当市の様々な魅力や優位性をいかした企業誘致とともに、既存のものづくり産業の活性化が不可欠です。

このことから、企業の設備投資への支援制度等の充実を図りながら、誘致型・内発型の両面において総合的にものづくり産業の活性化を推進します。

さらに、上越ならではの地域資源³⁴を見直し、産学連携や産産連携及び農商工連携を進める中で、上越ものづくり振興センター⁴⁸を中心として、新商品及び新技術の開発や販路開拓、既存産業の異分野への進出を支援し、産業の高度化と新たな産業の創出を図るほか、人材育成等に関して支援していきます。

あわせて、2つの高速道路や北陸新幹線、エネルギー港湾としても発展が期待される直江津港など、陸・海の広域交通ネットワークを有する地理的優位性をいかしたものづくり産業の振興や物流・貿易の拡大を促進します。

政策目標

目指す状態	ものづくり産業の集積や新産業の創出、物流・貿易の振興によって、市域の中で高い付加価値が創出されるまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
工業における製造品出荷額	—	—	5,952 億円 (H20)	6,213 億円
直江津港貨物取扱量	6,086 千 t (H17)	6,133 千 t	2,135 千 t (H21)	7,788 千 t

施策の内容

1 ものづくり産業の振興

(1) ものづくり産業の集積の促進

- 当市の地理的優位性や支援制度を域外企業に積極的にPRし、新規成長分野や付加価値の高い産業、高速道路や北陸新幹線、直江津港をいかした展開が可能な企業や既存企業との関連業種を中心とした企業誘致活動に取り組みます。

(2) 新たな産業の創出の促進

- 産学連携、産産連携、農商工連携を一層推進し、産業の高度化を図るとともに、技術開発の成功や商品化の可能性を高めます。

2 物流・貿易の振興

(1) 物流・貿易の振興

- 貿易セミナーや海外経済情報の提供などを通じ、市内企業の海外事業展開を支援します。
- 荷主のニーズを的確に把握し、航路サービスの充実を図ります。
- 内陸輸送も含めた物流のトータルコストの比較から、競合する港湾に対するコストメリットなどを明確にし、比較的優位に立てる地域で操業する企業に向け、ポートセールス⁴⁹を強化します。

3 交流によるにぎわいと「外貨⁵⁰」をもたらすまちづくり

基本的な考え方

定住人口の減少が進行する中で地域経済を活性化するためには、交流人口の拡大を図ることが大きな課題です。特に観光は、交流人口の拡大を図るための重要な施策であり、地域経済を活性化させる裾野の広い産業でもあります。

しかし、当市は観光地としての知名度は決して高いとは言えず、国内において激化する観光客の誘客競争においても優位な立場にある状況ではありません。

一方、中心市街地をはじめとする地域の商店街についても、人口や公共公益施設²⁰等の郊外への流出と合わせ、モータリゼーション²³の進展や市民ニーズの変化などによって、その衰退は著しいものとなっています。

このことから、観光振興に向けては、多種多様かつ四季折々の地域資源³⁴をいかした体験交流や観光イベントの実施、市内各所にある集客施設や観光イベントの連携、さらには周辺の観光地との広域的な連携を図り、年間を通じた観光客を確保できる通年型観光や市内を巡って宿泊する周遊型・滞在型観光を確立する取組を促進します。また、市民や企業、商店街などが来訪者に対するおもてなしの意識や能力を高められるよう多様な連携を図りながら、来訪者の受入体制を確立する取組を促進します。さらに、当市の知名度向上に向け、各種コンベンション⁵¹の誘致や首都圏などにおける観光キャンペーン、メディアの活用などを通じた誘客活動を多面的に展開します。

また、商店街の振興に向けては、中心市街地等の持つ雁木やまちなみなどの歴史、文化的な特性を最大限にいかし街なかの回遊性を図るとともに、地域の特性にあったイベントを開催し、にぎわいの創出を図ります。

北陸新幹線の開業は、首都圏や北陸地方などとの移動時間が短縮され、当市を訪れる人々の利便性が飛躍的に向上することにより、交流人口を拡大させる絶好の機会でもあることから、まちの顔である中心市街地や観光資源に磨きをかけ、市民自らが愛着と誇りを持てる活気あるまちづくりを推進します。

政策目標

目指す状態	地域資源をいかした観光産業や中心市街地の活性化によってにぎわいがもたらされ、市外からの「外貨」が集まるまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
市内宿泊客数 (上越市観光動態調査)	20.99 万人 (H18)	22.73 万人	26.58 万人 (H21)	24.59 万人
観光ホームページアクセス数	15.98 万件 (H18)	19.45 万件	39.54 万件 (H21)	39.65 万件
商店街歩行者数	7,852 人 (H17)	7,000 人	4,786 人 (H21)	7,068 人
〔上越市中心市街地交通量調査 高田3か所、直江津2か所〕	高田	6,315 人	5,630 人	5,665 人
	直江津	1,537 人	1,370 人	1,403 人

施策の内容

1 観光産業の振興

(1) 観光資源の活用と連携

- 史跡や郷土の偉人等の歴史・文化、景観などを観光資源として活用するとともに、四季折々の自然環境をいかし、越後田舎体験をはじめとした体験交流型観光を推進します。
- 来訪者の市内滞在時間の増加につなげるため、知名度や集客力を持った観光資源と、その周辺に点在する観光資源との有機的な連携を推進します。
- 当市に足りない観光資源等を補完したり、広域的な観光ルートを開発したりするため、近隣自治体や当市とゆかりのある自治体等との連携を推進します。

(2) 観光セールスの推進

- 観光客のニーズを的確に把握するとともに、当市の魅力発信のため、ホームページ、雑誌、テレビ等の活用に加え、大都市圏でのキャンペーンの強化など、効果的な手法を用いた観光セールスを推進します。
- 当市の観光資源を活用した旅行商品化を促進するため、旅行代理店等に対して当市の魅力をPRするセールス活動を推進します。
- 当市への来訪者のリピーター⁵²化や通年化を図るため、コンベンション⁵¹や各種大会などの機会を活用しながら、四季等を意識したセールスを展開します。

(3) 来訪者の受入体制の確立

- 来訪者に対するおもてなし意識や能力の向上を図るための学習活動を支援します。
- 市民や地元企業、商店街などと連携し、来訪者の受入れに必要な体制を構築します。
- 市外居住者のうち、当市への定住や二地域居住⁵³を希望する方々に対し、求人や住居、生活環境などに関する相談対応や情報提供を行います。

2 商業の振興

(1) 中心市街地のにぎわいの創出

- 多様な主体の参画により、中心市街地の回遊性やにぎわいを創出する環境整備やイベントの開催に対して支援を行います。

(2) 地域商業の強化の促進

- 商業活動に意欲的に取り組む人材を育成するための研修事業や、空き店舗等を活用した商店街の活性化等を支援します。

4 企業連携と雇用促進により経済基盤を強化するまちづくり

基本的な考え方

各産業経済分野における活性化に加え、地元企業同士の連携の活発化は、人脈の形成や情報交換にとどまらず、経営ノウハウやビジネスチャンスをとらえる資質の向上、さらにはビジネスへの展開に発展し、地域内における産業連関が高まることも期待できます。これによって、市内に拠点を置く企業の経営が堅調かつ十分な競争力を有することは、地域に富の蓄積をもたらす足腰の強い産業構造の構築とともに、労働需要の量的拡大と求人職種の多様化によって、市民の雇用の場の安定的な確保にもつながります。

しかし、市内で働く意欲や能力のある人が就業の機会に恵まれない場合は、閉塞感のまん延と労働人口の減少を招き、ひいては地域の活力そのものの低下にもつながります。特に、就職先が決まらないまま卒業となる未就職卒業生、また、失業や非正規就業によって不安定な生活を送る若年層の増加は少子化の加速につながるとともに、職場を求めて市外に転出したり、大学進学後に市外へ就職する若年層の増加は、人口流出の加速にもつながることから、早急な対策が必要です。

このことから、起業の促進や企業の経営安定化に向けた金融支援策等に関する情報提供や、販路の拡大をはじめとしたビジネスマッチング⁴⁰の機会を創出します。

また、技術面も含めた幅広い知識と人脈を持つコーディネーターによって、新製品の開発から販路拡大に至るまでの企業活動を幅広く支援するほか、大学等の研究機関との連携や、中小・ベンチャー企業が行う研究開発のためのファンド運用を通じて、技術の高度化と競争力の維持向上を図るなど、意欲ある事業者の自助努力による研究開発や経営革新を積極的に支援します。さらには商工関係団体との連携や、若手企業家による活発なネットワークづくりなどを支援し、地域経済界の連携強化を促進します。

雇用促進については、特に若年層に対する就業体験やキャリア教育⁵⁴を通じて、将来展望の中に仕事を明確に意識付けするなど、若者の勤労意欲の喚起を図るとともに、企業が求める職能を身に付けられる訓練の場を充実します。また、就業に関する相談、あっせん機能や求人求職に関する情報提供の充実を図るなど、雇用のマッチングのためのコーディネート機能を強化するとともに、その雇用を安定化するための勤労者福祉を支援します。

政策目標

目指す状態	起業や企業連携、人材育成の双方が促進されることによって、産業活動が生まれ出した価値が市域内で循環する連関性が高まるとともに、雇用環境と就労機会が充実し、地元の求人が地元の人材で充足しているまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
事業所数	10,558(H16)	10,000	10,902(H18)	10,900
有効求人倍率(常用)	0.96倍(H17)	1.00倍	0.33倍(H21)	1.00倍
高校卒業後の地元就職割合	67.4%(H17)	74.4%	78.9%(H21)	80.0%
U・Iターン登録者	156人(H17)	—	229人(H21)	280人
勤労者福祉サービスセンター加入企業数	911(H17)	1,106	1,204(H21)	1,430

施策の内容

1 起業の促進と連携強化

(1) 起業の促進

- 起業者への信用保証料補助制度の情報やノウハウの提供を進めるとともに、既存産業の新分野での新事業創出などを促進するための支援を図ります。

(2) 企業の経営基盤の安定強化

- 中小企業者の経営基盤の安定化に向け、各種制度資金融資や信用保証制度利用における信用保証料の補助、利子補給補助をはじめとした各種制度の有効活用を促進します。
- シティセミナー⁵⁵の開催や見本市や商談会などへの出展を支援することにより、市内企業の知名度の向上を図るとともに、販売の拡大をはじめとしたビジネスマッチング⁴⁰の機会を創出します。

(3) 企業間連携の促進

- 上越ものづくり振興センター⁴⁸を拠点として、地域産業の活性化・高度化に資する産学官の連携を促進するほか、市内企業間のネットワークの構築に向けた取組を進めます。

2 雇用の促進と安定化

(1) 職業訓練機会の充実

- 社会経済環境の変化に対応した高度な技能を有する人材育成に向けた職業能力の開発・向上を支援します。

(2) 就業の促進

- 各種セミナーや合同説明会などにより、地元での求人・求職のマッチングを推進します。
- 若年層に対する就業を支援するため、「若者しごと館⁵⁶」での就業に関する相談業務や職業紹介を実施します。

(3) 勤労者福祉の充実

- 中小企業等に働く勤労者の福利厚生の実充に向けた取組を支援します。

第6節 みんなの健やかな生活を支え合うまち

1 心身共に健康で暮らせるまちづくり

基本的な考え方

市民一人ひとりが質の高い豊かな暮らしを実現するためには、心身共に健康で自立した生活を営むことができ、認知症や寝たきりなどの状態になることなく、生涯現役であり続けることが望ましいと言えます。

しかし、近年は食生活の変化や運動不足などから、生活習慣病⁵⁷が増加傾向にあるとともに、特に30～40代の男性を中心に健診⁵⁸の未受診が目立つなど、健康への意識の低さが懸念されます。また、中高年の男性や高齢者の女性を中心に、過労やストレス、孤立感などからうつ病などの精神疾患を生じ、中には自殺に至る痛ましい現実があることも深刻な問題の一つとなっています。

このことから、健康づくりの3本柱である「栄養・運動・休養」を基本としながら市民の健康づくりへの意識高揚を図るとともに、がん検診⁵⁹体制の整備推進や糖尿病予防対策の充実、健診受診率の向上による疾患の早期発見などを通じて、生活習慣病の予防を図ります。また、各々の職場と連携し、心の健康相談やうつ病への正しい知識の普及をはじめとした心の健康づくりを推進します。

一方、心身に支障を来した場合には身近な施設で適切な医療が受けられるように、上越地域医療センター病院をはじめ、各医療機関などとの連携による地域医療体制の強化を図るとともに、休日・夜間においても適切な救急医療体制の整備を図ります。また、この体制を支える社会保険制度⁶⁰についても適正な運営を行います。

政策目標

目指す状態	市民が健康に配慮した生活を送るとともに、いざというときに身近で適切な医療が受けられる体制を構築することによって、誰もが心身共に健康で暮らせるまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
特定健診受診率 (40～74歳の国民健康保険加入者を対象とする)	32.5% (H18)	55.0%	44.6% (H21)	65.0%
市民1人当たりの医療費増減度 (74歳以下の国民健康保険加入者を対象とする)	策定時を100.0 (H19)	106.1	105.0 (H21)	113.7
救急指定病院数	8 (H19)	8	7 (H22)	7

施策の内容

1 健康づくりの推進

(1) 健康増進活動の促進

- 生活習慣病⁵⁷の予防等によって健康寿命の延伸につなげるため、体のしくみ、食べ方と運動、禁煙、歯と歯ぐきの健康などをテーマとした各種健康教育・健康相談を実施し、市民の予防に向けた取組を支援します。
- 疾病の早期発見・重症化予防に向けた取組を進めるため、各種健康診査の内容の充実と健診⁵⁸受診率、保健指導実施率の向上及び戸別訪問体制の強化を図るとともに、ストレスなど心の健康に関する相談体制を充実します。

(2) 公衆衛生環境の保全

- 衛生環境を保全するため、食中毒や感染症の予防に向けた取組や、斎場等の施設の適正な維持管理を行います。

2 機能的な医療体制の確立

(1) 地域医療体制の充実

- 上越地域医療センター病院や市立診療所の特性をいかした医療の展開に加え、民間の医療機関や保健・福祉分野との連携を促進しながら、医療供給体制の一層の充実に努めます。

(2) 救急医療体制の充実

- 医療機関との連携を図り、休日・夜間診療所や休日歯科診療センターなど市民ニーズに適切に対応できる救急医療体制の充実に努めます。

(3) 社会保険体制の充実

- 国民健康保険制度等の趣旨を普及するとともに、制度の安定運営のために保健事業を充実させ、医療費の適正化を図るほか、保険税の徴収率向上の対策を進めます。

2 誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる福祉のまちづくり

基本的な考え方

地域における社会福祉は、福祉サービスを必要とする市民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営むことができ、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加できることを目的に推進するものです。そして、それらの福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者が心身共に健やかで、またはそれぞれの能力に応じた自立した生活を目指す、良質かつ適切なものでなければなりません。さらに、利用者の意向が十分に尊重され、保健医療サービスや関連サービスと有機的に連携した実効性のあるサービスとして、総合的に提供されるべきものです。

このことから、高齢者に対しては、趣味の活動をはじめとした生涯学習の場を充実するとともに、各人が培ってきた経験や知識技能を、地域づくりや世代間交流を通じた人づくりなどの様々な場面で発揮する機会を充実し、高齢者の生きがいづくりを推進します。一方で、心身状態の変化等によって介護が必要となる場合も少なくないことから、在宅福祉サービスや施設介護サービスを通じて、介護予防と重度化防止に重点を置いた施策を推進します。

また、障害の状態やニーズに応じた介護支援や就労のための訓練支援など、障害福祉サービスの充実を図ることによって、障害のある人が地域社会の中でいきいきと暮らすことができるノーマライゼーション⁶¹のまちづくりを推進します。

さらに、生活困窮者⁶²に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するための経済的支援を行いつつ、個々の態様に応じたきめ細かな自立支援を行います。

これらの施策を総合的に推進するため、民生委員³⁵・児童委員³⁶活動への積極的支援を行うとともに、市民活動団体⁹や社会福祉協議会⁶³などとの連携を深めながら、地域福祉の向上を図ります。

政策目標

目指す状態	高齢者や障害のある人など、日常生活を営む上で支援を必要とする人に対し、それぞれの能力に応じた自立や社会参加に向けた支援が地域全体で行われることによって、誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと暮らせる福祉のまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
要介護 ⁶⁴ ・要支援 ⁶⁵ 認定者数	—	—	11,534人 (H22)	13,034人
福祉施設から一般就労への移行者数	6人 (H17)	16人	13人 (H21)	24人
被保護世帯の就労世帯率	7.6% (H18)	7.8%	9.2% (H21)	9.5%

施策の内容

1 高齢者福祉の充実

(1) 高齢者の生きがいづくりの支援

- 高齢者が集い、交流できる環境づくりのほか、趣味や創作活動、学習機会の充実を図りながら、高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進します。
- シルバー人材センターの運営支援などにより、高齢者の就業機会の拡充に努めます。

(2) 介護予防の推進

- 介護予防に関する知識の普及・啓発、自主的な介護予防活動の育成や支援などにより、要介護⁶⁴状態や要支援⁶⁵状態になることを予防するための施策を積極的に推進します。
- 地域包括支援センター⁶⁶の機能を高めながら、身近な地域での相談・支援体制の充実を図ります。

(3) 介護・年金サービスの提供

- 介護保険事業計画に基づき、介護サービスの基盤整備と質的向上を図りながら、介護が必要となった人に対して、適正かつ多様なサービスを提供します。
- 年金未加入者の解消に向け、広報紙等による啓発を通じて年金制度に対する市民の理解と認識を深めるとともに、各種年金相談に対応できる体制を整備します。

2 障害者福祉の充実

(1) 多様な障害福祉サービスの提供

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害の状態やニーズに応じた障害福祉サービスを提供します。

(2) 障害のある人の社会参加の促進

- 障害のある人の社会への参加、参画を支援するため、相談支援・就労支援体制を強化するとともに、地域にある社会資源のネットワーク化を図ります。

3 生活困窮者⁶²の福祉の充実

(1) 生活困窮者への支援の充実

- 生活困窮世帯の正確な実態把握に努め、生活保護制度を適正に運用するとともに、生活困窮者の立場に立った生活相談や就労支援を充実させ、日常や社会生活における自立を促進します。
- 住宅困窮者⁶⁷に健康で文化的な生活を保障するための公営住宅を供給します。

3 みんなが笑顔で子育てできるまちづくり

基本的な考え方

全国的に少子化が進行する中、当市においても平成20年の合計特殊出生率⁶⁸は1.62であり、人口を維持するために必要とされる2.08を大きく下回る状況が続いています。この現状については、社会経済情勢の変化に伴う結婚や出産、育児に対する認識や価値観の多様化、核家族化の進行、就労環境の変化など様々な要因が考えられます。

一方、子どもを持ちたいという希望を持ちつつも、育児と仕事の両立や子育てにかかる費用の増加、育児に対する不安など、経済的あるいは心理的な負担感が子どもを生み育てることへのためらいとなっていることも懸念されます。

このことから、不妊治療への支援や、妊娠、出産、乳幼児期における母子保健事業などを強化しつつ、子ども手当の支給や子どもの医療費助成などにより、子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図ります。

また、多様な保育ニーズに合わせた保育サービスの一層の充実を図るとともに、子育てサークルなどの市民活動団体⁹とも連携しながら、保護者同士のネットワークづくりや交流の場づくりを進めます。

さらには子育て相談等の充実により、保護者の抱える悩みや孤立化の解消を図り、子どもへの虐待予防につなげていくなど、地域全体で子育てを支援していく環境づくりを進めます。適切に養育されていない子どもが発見された場合は、速やかに子どもを保護し、保護者への対応を行うとともに、関係機関と連携を図りながら子どもが安定した生活を送れるよう努めます。

政策目標

目指す状態	児童福祉や保育サービスの充実、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりなどを通じて、みんなが笑顔で子育てできるまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
乳児健康診査受診率	93.6% (H18)	95.0%	95.0% (H21)	97.0%
子育てをしやすいと感じる市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	53.7% (H17)	60.0%	51.3% (H21)	70.0%

施策の内容

1 児童福祉の充実

(1) 母子保健の充実

- 妊娠、出産に関する相談体制や乳幼児健診⁵⁸、育児支援などの母子保健サービスの充実を図るとともに、不妊相談に対応した情報提供や治療費の一部助成などを行います。

(2) 子育てに対する経済的支援の充実

- 子ども手当の支給や医療費の助成事業などにより、子育て家庭に対する経済的な負担の軽減を図ります。

(3) 子どもの安定した生活の確保

- 子どもの虐待を予防するとともに、適切に養育されていない子どもが発見された際に対処するため、関係機関と密接な連携を図ります。
- 保護者のいない子どもや適切に養育されていない子どもを養護し、子どもの安定した生活を確保するため、児童養護施設の充実を図ります。

2 子育て環境の整備

(1) 多様な保育サービスの提供

- 様々な保育ニーズを踏まえ、延長保育、障害児保育等の特別保育やファミリーヘルプ保育園⁶⁹の運営のほか、老朽化した施設の計画的、効果的な整備を進めるなどにより、保育サービスの充実に努めます。

(2) 地域ぐるみの子育て支援の促進

- 市民活動団体⁹や主任児童委員³⁶などの協力を得ながら、保護者同士のネットワークづくりや交流の場づくり、さらには子育て相談等の充実により、各地域で子育てを支える人的ネットワークづくりを促進します。
- 子どもに対する犯罪や虐待防止等の観点から、子どもの権利を尊重する社会の実現に向けた普及・啓発活動を推進します。

第7節 人が学び、育ち、高め合うまち

1 未来に生きる力を持った子どもを育むまちづくり

基本的な考え方

子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ、学力の低下やいじめ、不登校、規範意識の低下など様々な問題は、いずれも社会の大きな変化が底流にあると考えられます。

これからの時代を担う子どもたちが、激しい変化が予想される社会でたくましく生きていくためには、体験を通じた生きる力を習得するとともに、豊かな人間性を育んでいく必要があります。

一方、核家族化の進行や地域コミュニティのつながりの希薄化などから、家庭や地域の教育力が低下していると言われており、こうした人間関係の変化が子どもたちの成長にも影響を与えていることが懸念されています。

このことから、学校教育においては、学ぶ意欲を高め、基礎・基本を含む確かな学力や、感性に富み、誇りや自信が持てるような豊かな心、たくましさや生き抜く力を持った健やかな体を育む「知・徳・体」のバランスのとれた教育活動を推進するとともに、幼児期から小・中学校、そして高等学校までの校種間における交流・連携に努めます。また、情報化、国際化、環境問題の深刻化などといった急速に変化する社会の中で生きていくために求められる能力についても、教育の普遍性を見据えながら、地域や学校の特色をいかした教育活動によって対応します。さらには、安全で安心して学べる学校環境や、教育内容の質の向上や教職員の力量形成のための支援体制を整備します。

また、家庭、地域、学校が一体となり、子どもがのびのびと遊び、学べる環境づくりや体験活動の推進などを通じて、子どもたちが健やかに希望を持って成長できるような、人間関係の形成や心の教育の充実を図ります。

政策目標

目指す状態	学校教育の充実や地域ぐるみの教育力の向上によって、未来を自ら切り開いていくために必要な生きる力を持った子どもが育つまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
子どもたちは充実した学校生活を送っていると感じる市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	56.2% (H17)	63.0%	63.9% (H21)	70.0%
子どもの健全育成に関わる地域住民数 (学校支援ボランティア登録者数)	693人 (H19)	802人	2,294人 (H21)	2,474人
子どもの健全育成に関わる地域住民数 (地域青少年育成会議活動参加者数)	—	—	26,820人 (H21)	31,000人
未成年者の検挙・補導数	132人 (H18)	109人	94人 (H21)	77人

施策の内容

1 学校教育の充実

(1) 「知・徳・体」を育む学校教育の推進

- 学習指導要領⁷⁰に示す基礎的・基本的な内容を確実に身に付け、自ら学び、考え、表現する力を育む教育を推進します。
- 人権問題に関する理解を深め、相互の理解が図られるよう一人ひとりを大切にした教育を推進します。
- 特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、自立と社会参加への主体的な取組を目指した特別支援教育を推進します。

(2) 特色ある学校教育の推進

- 各学校の主体的な教育活動を支援するため、当市の特色をいかしたカリキュラム⁷¹の作成や教育センターの機能充実を進めます。
- 社会の変化によって生ずる様々な教育課題に対し、未来への夢や希望につないでいく教育活動とするため、コミュニケーションを大切にしたICT⁷²教育や国際化に対応した教育、地球環境を積極的に守ろうとする教育等を推進します。

(3) 学校教育環境の充実

- 学校内の安全・防犯対策など適切な管理の徹底を図り、保護者や地域と連携を取りながら、安全・安心で開かれた教育環境を整備します。
- 信頼される優秀な教職員を育成し、力量を培っていくため、研修をはじめとした支援体制を確立します。

2 地域の教育力の向上

(1) 家庭における教育の支援

- 子どもが生きていく上で必要になる様々な事柄を、家庭においても十分に学べるように、子育て講座や親子が共に参加する体験活動等の充実を図るなど、家庭における教育を支援します。

(2) 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブ⁷³をはじめ、子どもたちが世代を越えて人との関わりを持てるような子どもの居場所づくりや、子育てを地域で支えられるように「地域のネットワークづくり」を支援します。

(3) 青少年健全育成の推進

- 青少年の抱える不安や悩みに対する相談・指導體制を充実するとともに、青少年の社会参加と地域活動の促進に向けた自然体験や社会体験などの活動を推進します。
- 地域の教育活動を、学校との連携により主体的に考え行動する組織を支援し、青少年の健全育成と地域の教育力の向上に努めます。

2 学びやスポーツを生きがいに高めるまちづくり

基本的な考え方

生涯にわたって自ら学び、スポーツやレクリエーション活動を行うことは、新しい技術や知識を習得し、健康づくりやストレス解消、さらには活動を通じて人とのつながりを育むなど、自身の新しい可能性の発見にもつながっていきます。

また、市民一人ひとりがいきいきと活動することは、地域の活力の総体的な向上にもつながります。個々の培ってきた知識や経験、技術をいかしながら地域社会に貢献することは、同時に自己実現を図っていく上でも有意義なことであり、そのようなきっかけづくりとしても、生涯学習やスポーツ活動がますます重要となってきました。

このことから、大学、企業、市民活動団体⁹などとの連携により学習機会の充実を図るとともに、気軽に図書を利用できる環境づくりと読書活動を推進します。

また、市民による自主的な学習活動を支援するため、公民館や地域生涯学習センターをはじめとした施設の有効活用を図りつつ、展覧会や発表会などの学習成果を発表する機会の充実、さらには習得した知識や技術が地域づくりの場面にいかされるよう、今日的課題や実践的なテーマを取り入れた講座内容の充実を図ります。

一方、スポーツ振興については、トキめき新潟国体や「いきいきスポーツ都市宣言」を契機として、一人でも多くの市民がスポーツに接したり、参加したりできる機会を増やすとともに、スポーツ関連施設の充実を図ります。また、総合型地域スポーツクラブ⁷⁴など、地域に根ざした組織づくりと指導者の育成などを行うことによって、地域で身近にスポーツを楽しむことができ、健康づくりや体力づくりを実践できる環境を整備します。

これらの各種講座やイベントについては、ボランティアの育成や関連サークルなど市民活動団体との連携によって企画・運営を行うとともに、生涯学習やスポーツ活動に関する情報については、多様な情報媒体の活用を通じて一体的で分かりやすい発信を行います。

政策目標

指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
生涯学習を行う市民の割合 (上越市生涯学習に関するアンケート調査)	40.9% (H17)	60.0%	42.1% (H22)	65.0%
週1回以上スポーツを行う市民の割合 (上越市民の健康と運動・スポーツに関する意識調査)	26.0% (H17)	36.0%	35.3% (H22)	44.0%

施策の内容

1 生涯学習の推進

(1) 読書活動の普及推進

- 図書館のネットワーク化を図り、図書サービスの向上をはじめ、気軽に図書を利用できる環境づくりと読書活動を推進します。

(2) 多様な生涯学習機会の提供

- 公民館などの身近な施設の有効活用を図りつつ、様々な今日的課題に対応するため、大学、企業、市民活動団体⁹などと連携し、学習機会の充実を図ります。
- 生涯学習情報ガイドブックの発行など、自ら学ぼうとする市民の学習ニーズに応じた情報提供の仕組みを整えます。

(3) 学習成果の活用機会の充実

- 展覧会や発表会をはじめとした学習成果発表の機会の充実や、学習活動で得た知識や技術をいかし、地域社会に貢献できる環境づくりを推進します。

2 生涯スポーツの推進

(1) スポーツ・レクリエーション活動の促進

- 市民の健康づくりや体力づくりを促進する啓発活動を行うとともに、各種スポーツ教室の開催やスポーツ施設の確保、さらには総合型地域スポーツクラブ⁷⁴などの地域に根ざした組織づくりを図ります。

(2) スポーツ競技力向上のための環境整備

- 平成21年に開催したトキめき新潟国体を契機として、各種スポーツの競技人口の拡大と競技レベルの向上、指導者の育成を図ります。
- 広く市民が利活用できるよう、高齢者や障害のある人にもやさしく誰もがいつでもスポーツに親しめる施設の環境整備を図ります。

3 歴史と伝統に彩られた文化と誇りあふれるまちづくり

基本的な考え方

上越市は、県下最多の指定文化財を有し、雁木に象徴される雪国文化をはじめとして、多彩な歴史と文化が息づく情緒豊かな土地です。この長きにわたり培われてきた歴史と伝統文化は、数多くの先人たちによって形づくられ、私たちに受け継がれたものであり、これらを活用した魅力ある地域をつくり、郷土への愛着と誇りを高めるとともに、次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きる私たちの責務でもあります。

さらに、これらの伝統文化と現代の文化や芸術とが調和し発展していくことは、新たな地域文化の創造につながり、地域に潤いを与え市民の心の豊かさを高め、ひいては地域アイデンティティの形成にもつながります。

このことから、郷土の偉人の顕彰⁷⁵や文化財の保存活用と継承を図りつつ、未指定の文化財の発掘に努めます。また、教育現場においても、これら文化遺産をはじめとした多様な歴史や文化資源を大切な地域の財産として学ぶことができるよう、文化財情報等のネットワーク化を図るとともに、ふるさとを大切にすることを推進します。

また、地域の歴史・文化を大切にし、新たな地域文化として育んでいく活動を推し進めるとともに、域内外における交流活動を盛んにし、広く国内外に向けても、様々な機会をとらえながら地域の歴史・文化的資源を発信していくことで、その価値や認知度を確かなものとしていきます。

さらには、高い水準の文化・芸術に触れる機会を提供するとともに、文化ボランティアの育成と市民活動団体⁹との連携など、文化・芸術分野におけるネットワークを構築し、市民による創作や研究活動、展示や発表の機会の充実を図ります。

政策目標

目指す状態	市固有の歴史・文化が、まちのアイデンティティや市民の愛着、誇りとして浸透し、次世代に継承される、歴史と伝統に彩られたまち。			
指標項目	策定時 (時点)	中間検証		目標値 (H26)
		目標値 (H22)	実績値 (時点)	
市指定文化財件数	305件 (H17)	315件	310件 (H22)	320件
主な文化・芸術関連施設の入館者数 (総合博物館、小林古径記念美術館、上越文化会館)	174,835人 (H18)	180,000人	201,338人 (H21)	185,000人
地域の歴史や伝統が継承されていると 感じる市民の割合 (上越市市民の声アンケート)	—	50.0%	48.0% (H21)	60.0%

施策の内容

1 歴史・文化的資源の継承

(1) 歴史・文化的資源の保存と継承

- 郷土が生んだ先人たちの偉業や、将来世代に継承すべき重要遺跡や春日山城跡などの歴史的資源について継続的な調査活動を行うとともに、顕彰⁷⁵事業や文化財としての保存活動を行います。
- 歴史・文化的資源の意義について啓発活動を行うとともに、文化財情報のネットワーク構築などによって、教育現場等における地域の学習を支える環境を整備します。

2 文化・芸術活動の推進

(1) 地域固有の文化活動の推進

- 雁木や町家などに関連する生活文化をはじめ、有形無形の歴史・文化的資源が持つ価値を再認識し、上越市らしさを大切にされた地域固有の文化の創造や発展に向けた取組を進めます。
- 地域の歴史・文化を通じた市民の取組や市内外における交流活動を盛んにし、歴史・文化的資源の位置する周辺地域のにぎわいづくりに寄与するとともに、広く国内外に向けても、様々な機会をとらえながら地域の歴史・文化的資源を発信します。

(2) 多様な文化・芸術に触れる機会の提供

- 博物館や美術館、文化会館などの教育文化施設における、高い水準の文化・芸術に触れる機会や、姉妹都市交流などを通じた多様な文化に触れる機会を提供します。
- 文化ボランティアの育成や市民活動団体⁹との連携など、文化・芸術分野におけるネットワークを構築し、市民による創作や研究活動、展示や発表の機会の充実を図ります。

第3章

総合計画の推進に当たって

第3章 総合計画の推進に当たって

1 計画の運用管理

本計画を着実に推進するためには、戦略的な視点を持って施策・事業を展開していく必要があります。また、計画の推進は、単に計画期間内の事業の進捗を図るだけでなく、計画期間終了後を見据えながら行う必要があります。

単なる対処療法や抑制を続けるだけでなく、将来に向けた価値ある投資を行うための財源確保の取組や効果的かつ効率的な行政運営をあわせて行うことを第4次行政改革大綱に位置付け、これらの取組を下支えとしながら、次により計画の運用管理を行います。

(1) 戦略的視点による施策の重点化

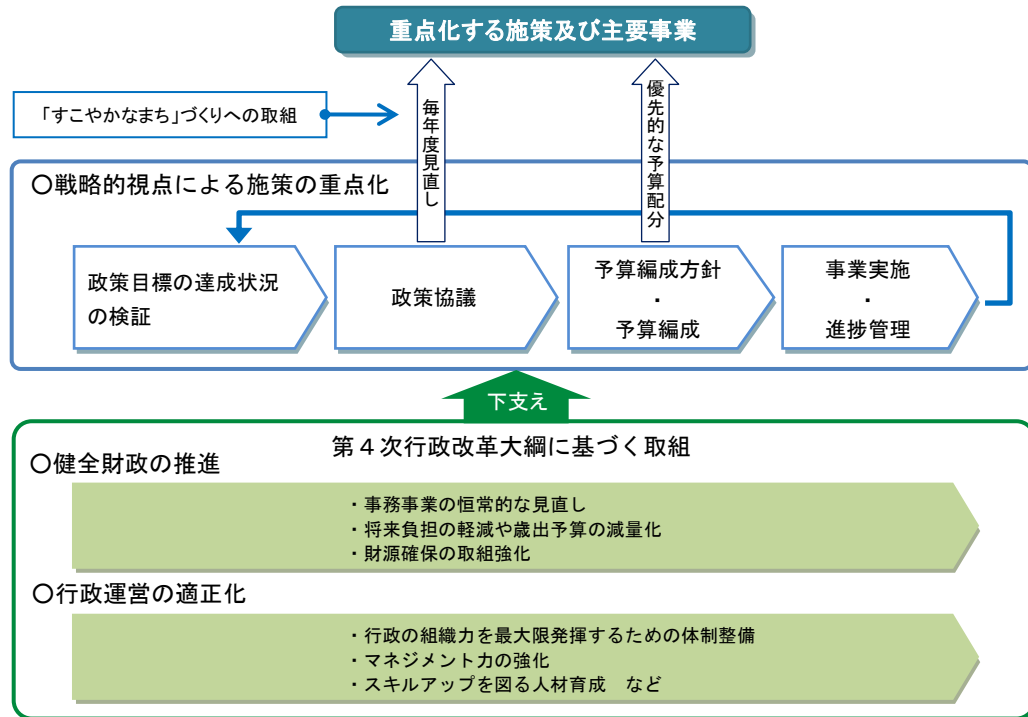
- 第1章「『すこやかなまち』づくりへの取組」を戦略的な視点での基本方針として、分野ごとに重点化する施策と、その施策を具体化するための主要事業を選定し、優先的に予算を配分します。
- すべての事務事業の進捗管理を行いつつ、政策に基づく施策の推進による政策目標の達成状況を毎年度検証し、予算編成前の政策協議によって、重点化する施策及び主要事業を見直し、翌年度の予算編成に反映します。

(2) 健全財政の推進

- 毎年度の進捗管理と並行して、事務事業の実施のあり方についても恒常的な見直しを行います。
- 中長期的な歳入見通しを踏まえながら、将来負担の軽減や歳出予算の減量化を図るとともに、財源確保の取組を一層強化します。

(3) 行政運営の適正化

- 行政の組織力を最大限発揮するための体制整備やマネジメント力の強化、さらにはスキルアップを図る人材育成などの取組を行います。



2 計画の評価検証

- 計画の最終年次には、運用管理における検証結果と、「市民の声アンケート」により把握する各指標を基に、本計画の推進により市民ニーズの状況がどのように変化したかを比較分析することで、計画に位置付ける政策・施策の成果を検証します。
- この結果を基に、第6次総合計画策定時における政策・施策の立案に反映させます。

3 分野別主要計画の管理

以下の関連計画の策定及び管理を行うことによって、本計画の実効性をより強固なものとしします。

- 各政策・施策分野の中で策定される各種計画は、市の最上位計画である本計画の内容を補完するものであり、本計画が示す政策・施策等の考え方が的確に反映されている必要があります。
- 次ページに示した分野別主要計画は、各政策・施策分野の中では本計画に次ぐ総合的・体系的な計画であり、各分野の施策・事業を選定し、評価する際のよりどころとなるものです。今後新規に策定または改訂する分野別主要計画については、本計画の内容に即して策定するとともに、既に策定済の計画においても、内容の整合がとれていない部分について改訂を行います。
- 分野別主要計画の下位計画となるその他の各種計画についても、分野別主要計画の見直しに合わせて整合を図るものとしします。

分野別主要計画一覧

(平成22年8月現在)

政策区分	計画等の名称	統括責任課
1 人にやさしい自立と共生のまち		
1 住民自治と市民活動の充実した市民が主役のまちづくり	—	
2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり	上越市人にやさしいまちづくり推進計画	共生まちづくり課
	人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画	共生まちづくり課 (人権・同和対策室)
	上越市男女共同参画基本計画	共生まちづくり課
2 自立した自治体運営が確立したまち		
1 効果的で効率的な行政運営の推進	電子市役所推進方針	文書法務課
	上越市行政改革大綱 上越市行政改革推進計画	行政管理課
2 弾力性のある自立した財政基盤の確立		
3 つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち		
1 地域の特性をいかした魅力あふれる空間の形成	上越市都市計画マスタープラン	都市整備課
	農業振興地域整備計画	農業政策課
	上越市住宅マスタープラン	建築住宅課
	上越市景観計画 (上越市景観形成基本計画)	都市整備課
	上越市緑の基本計画	都市整備課
2 人やまちをつなぎ魅力を高める交通ネットワークの確立	上越市総合交通計画	新幹線・交通政策課
	☆ 上越市新幹線まちづくり行動計画	新幹線・交通政策課
4 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち		
1 人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり	上越市環境基本計画	環境保全課
	上越市一般廃棄物処理基本計画	生活環境課
2 災害から市民の生命と財産を守るまちづくり	上越市地域防災計画	防災危機管理課
	上越市危機管理対応指針	防災危機管理課
	上越市国民保護計画	防災危機管理課
3 犯罪と事故から市民を守るまちづくり	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	防災危機管理課
	上越市交通安全計画	防災危機管理課
4 雪と上手につき合う暮らしを実現するまちづくり	—	

政策区分		計画等の名称	統括責任課
5 活発な産業が地域に活力を生み出すまち			
1 農林水産業によるなりわいを創出するまちづくり		上越市食料・農業・農村基本計画	農業政策課
		上越市食育推進計画	農業政策課
2 ものづくり産業による付加価値を高めるまちづくり	☆	(仮称)上越市商工業振興計画	産業振興課
3 交流によるにぎわいと「外貨」をもたらすまちづくり		上越市観光振興5か年計画	観光振興課
		上越市(高田地区)中心市街地活性化基本計画	中心市街地活性化推進室
4 企業連携と雇用促進により経済基盤を強化するまちづくり	☆	(仮称)上越市商工業振興計画(再掲)	産業振興課
6 みんなの健やかな生活を支え合うまち			
1 心身共に健康で暮らせるまちづくり		健康シティ上越・2010計画	生活習慣病予防対策室
2 誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる福祉のまちづくり		上越市地域福祉計画	福祉課
		上越市介護保険事業計画・高齢者福祉計画	高齢者支援課
		上越市障害者計画	福祉課
		上越市障害福祉計画	福祉課
3 みんなが笑顔で子育てできるまちづくり		上越市子ども未来応援プラン(次世代育成支援のための後期行動計画)	こども課
		上越市子どもの権利基本計画	こども課
7 人が学び、育ち、高め合うまち			
1 未来に生きる力を持った子どもを育むまちづくり		上越市総合教育プラン	教育総務課
2 学びやスポーツを生きがいに高めるまちづくり		上越市スポーツ振興プラン	体育課
3 歴史と伝統に彩られた文化と誇りあふれるまちづくり		歴史的建造物を活かした高田市街地活性化戦略	文化振興課

※ 複数の政策分野にまたがる計画については、その計画の趣旨や内容から見て、最も中心となる政策分野に位置付けた。

※ 計画等の名称の左側に☆のついている計画は、新たに策定中または今後策定予定の計画を示す。

資料編

- 1 将来人口
- 2 財政状況
- 3 市民の声アンケートの結果概要
- 4 政策・施策成果の評価検証結果
- 5 用語解説
- 6 策定経過

1 将来人口

上越市では、昭和 60 年以降、人口減少が続いており、平成 17 年 10 月 1 日時点では 208,082 人で、平成 12 年と比較すると約 1.8%減少しました。

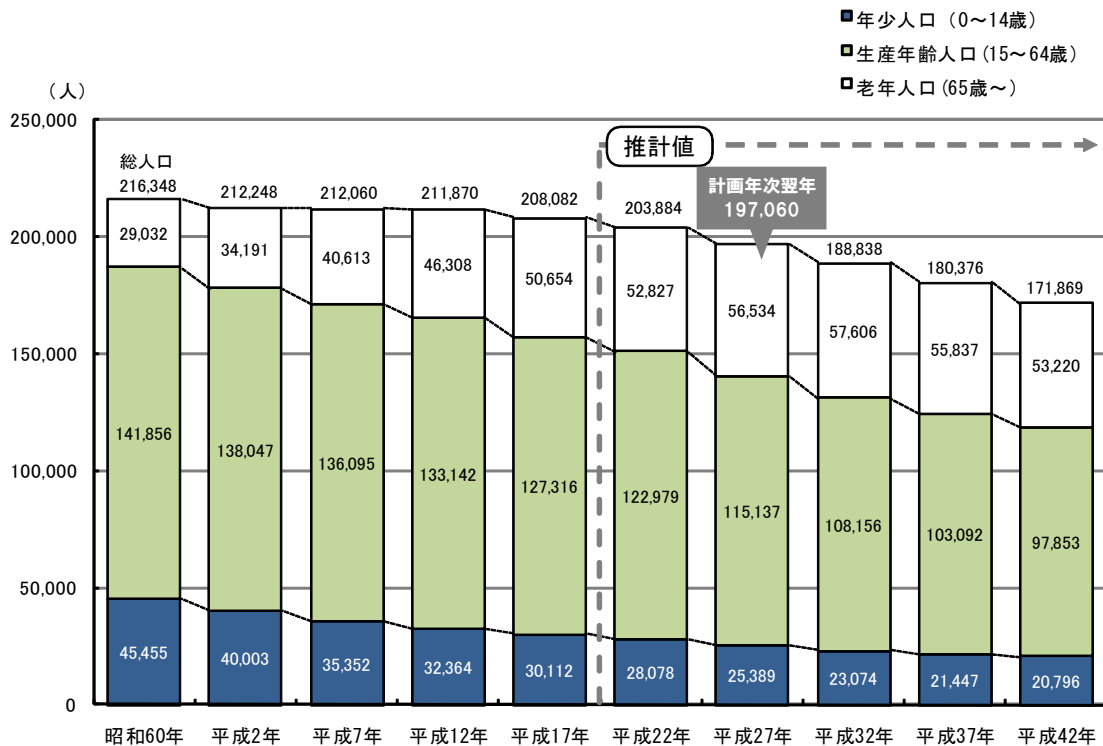
今後も、出生数が死亡数を下回ることや、転入者が転出者を下回ることにより、人口の減少傾向はさらに強まり、総合計画目標年次の翌年である平成 27 年には約 197,000 人になるものと推計されます。

また、旧 13 町村の人口については、一部を除いて減少の割合が大きく、今後も同様の傾向が予想されます。

年齢 3 区分別人口についても、年少人口の割合が低下するのに対し、老年人口の割合が上昇するなど、少子化・高齢化がさらに進むことが予想されます。

本計画では、人口減少の抑制に有効な施策を行い、推計人口を少しでも上回ることを目指しつつ、このような人口減少傾向は不可避との考えに立ち、このことを前提としたまちづくりを推進します。

上越市の将来推計人口



出所：平成 17 年までは総務省「国勢調査」、それ以降は市で推計

※将来人口の推計に当たっては、人口変動要因を将来にわたり仮定し推計する「コーホート要因法」を採用

※平成 12 年以前の人口は、合併前の市町村の人口の合算値

※小数点以下は端数処理を行った

地区別の将来推計人口

	実績値					推計値				
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)	平成42年 (2030年)
合併前 上越市	130,659	130,116	132,205	134,751	134,313	132,869	129,844	125,665	121,096	116,355
安塚区	5,305	4,691	4,176	3,733	3,340	3,014	2,669	2,346	2,064	1,813
浦川原区	4,774	4,526	4,388	4,202	4,032	3,887	3,673	3,433	3,187	2,940
大島区	3,391	3,100	2,776	2,480	2,249	2,026	1,797	1,573	1,375	1,200
牧区	4,100	3,659	3,294	2,991	2,614	2,274	1,938	1,626	1,361	1,140
柿崎区	13,472	12,880	12,522	12,116	11,484	10,948	10,232	9,441	8,675	7,899
大潟区	11,086	11,170	11,097	10,861	10,401	9,920	9,298	8,626	7,953	7,278
頸城区	8,238	8,420	9,010	9,538	9,746	10,018	10,108	10,101	10,044	9,974
吉川区	6,670	6,210	5,931	5,516	5,142	4,831	4,424	4,020	3,636	3,281
中郷区	6,016	5,668	5,572	5,259	4,733	4,266	3,766	3,303	2,890	2,504
板倉区	8,599	8,225	7,843	7,534	7,517	7,584	7,516	7,429	7,331	7,223
清里区	3,417	3,290	3,158	3,217	3,152	3,123	3,047	2,933	2,820	2,698
三和区	6,541	6,397	6,452	6,284	6,190	6,163	6,037	5,877	5,715	5,556
名立区	4,080	3,896	3,636	3,388	3,169	2,961	2,711	2,465	2,231	2,007
合計	216,348	212,248	212,060	211,870	208,082	203,884	197,060	188,838	180,376	171,869

※地区別の将来人口については、「コーホート変化率法」で算出し、その結果と総人口に生じるずれを按分補正するという方法を採用

※端数処理の都合上、区別の推計人口の合計及び割合が総人口と合致しない場合がある

※（ ）内は、平成17年の人口を100とした場合の数値を示したもの

2 財政状況

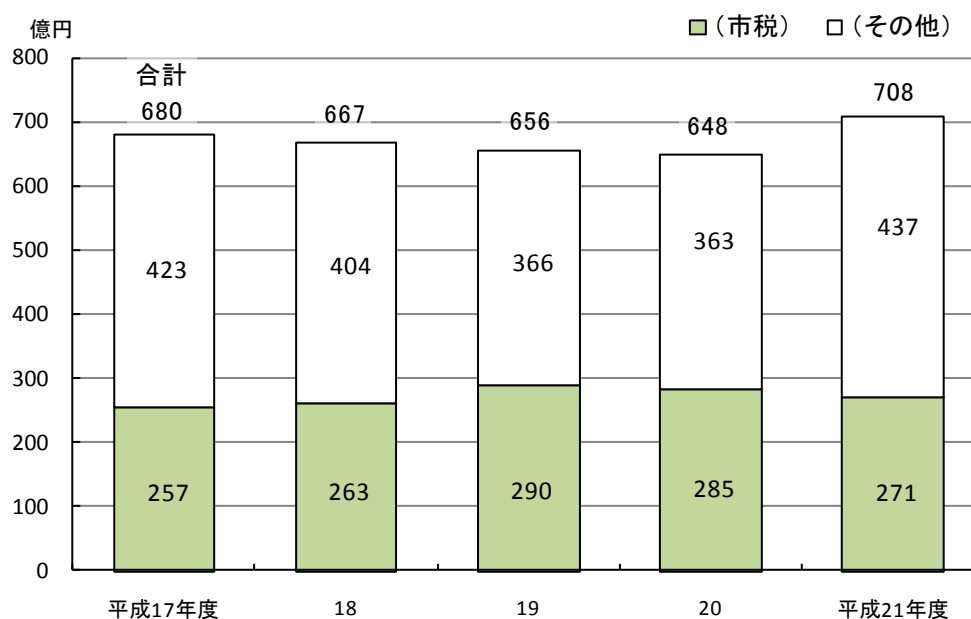
市税・交付税等の一般財源は歳入総額の約6割を占めています。しかしながら、平成27年度からは、市町村合併時の財政的な特例である普通交付税等の割増措置が終了し、市の裁量で使うことができる一般財源は大幅に減額していく見込みです。

また、市の長期借入である市債の残高は、平成19年度から減額に転じているものの、依然として多額の残高を抱えています。

財政の弾力性を判断する経常収支比率も、平成19年度からは改善傾向にありますが、財政が硬直化している状況に大きな変化はありません。

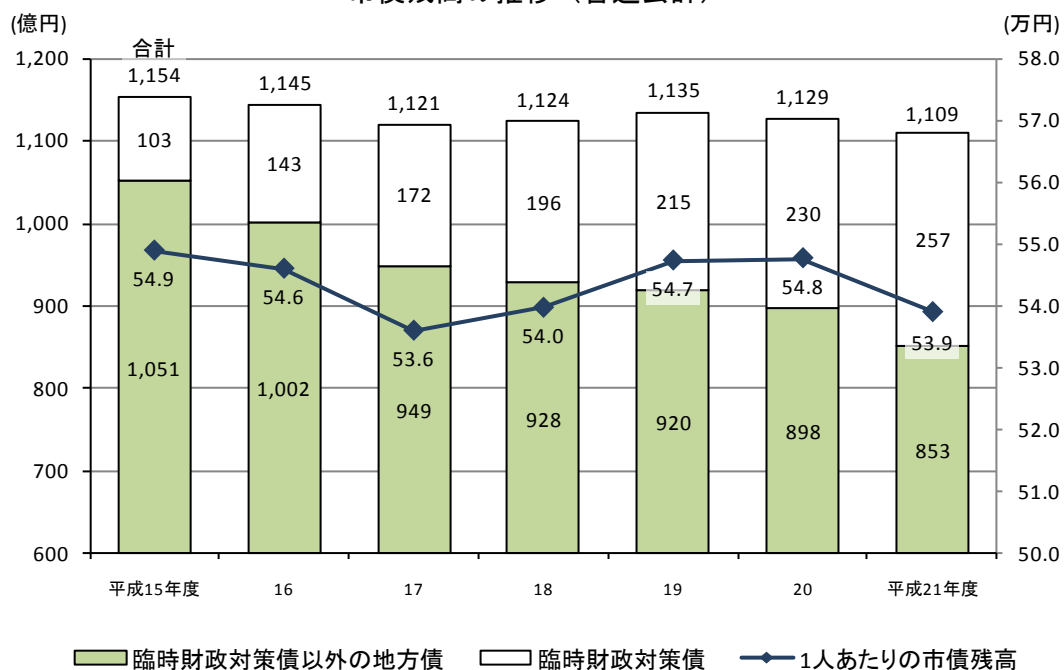
一方で、地域主権の時代にあつて、国と地方のあり方も大きく変わろうとしており、地方においては、真に自立した財政運営が求められています。今後も社会経済状況が変化していく中で、厳しい財政状況は不可避との考えに立ち、本計画の終了後を見据えて、中長期的な歳入歳出の見通しに基づく計画的な財政運営を行います。

年度別一般財源の推移（普通会計）



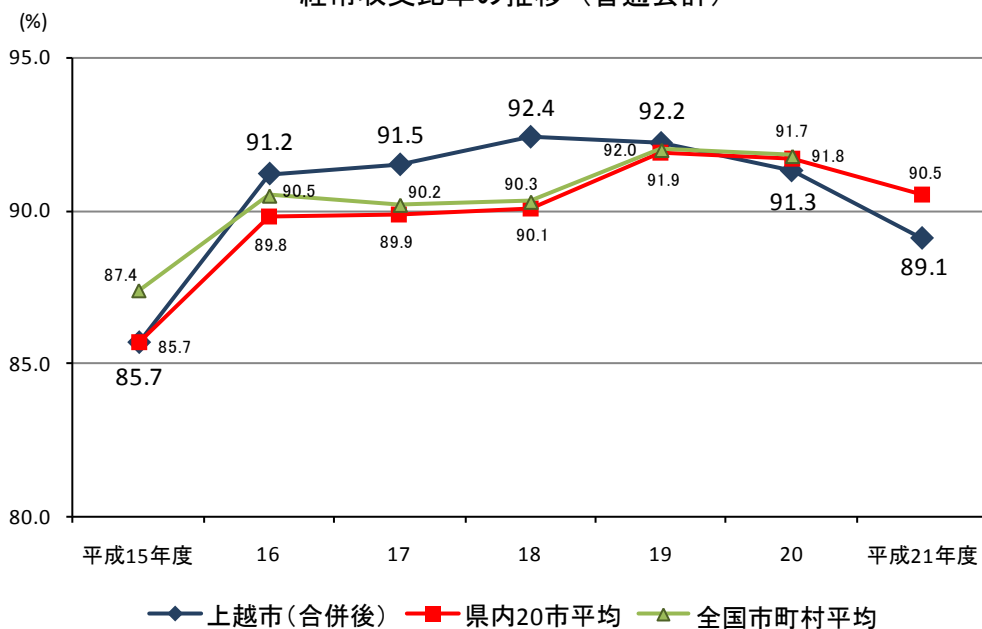
【一般財源】・・・市税・地方譲与税・利子割交付金・配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金・地方消費税交付金・特別地方交付税交付金・自動車取得税交付金・国有提供施設等所在市町村助成交付金・地方特例交付金・地方交付税・交通安全対策特別交付金・臨時財政対策債（市債）等

市債残高の推移（普通会計）



※臨時財政対策債… 国の政策により、普通交付税の一部を地方自治体が代わりに発行する地方債で、後年度に国から全額措置されます。

経常収支比率の推移（普通会計）



※経常収支比率… 市税や地方交付税などの自由に用途が決められる一般財源が、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどの程度使われているかを示したもので、財政の健全性を判断する数値の一つです。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充てる財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しいと言えます。

3 市民の声アンケートの結果概要

市民生活の実態や実感、市民ニーズのほか、前回の平成17年度調査結果との比較を通じて、市民意識の変化を把握し、まちづくりに反映するとともに、基本計画の見直しの基礎資料とすることを目的に、市民の声アンケートを実施しました。

結果概要は、以下のとおりです。

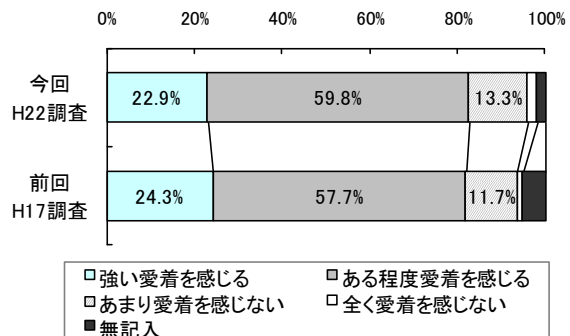
項目	今回調査	前回調査
調査時期	平成22年1月	平成17年8月
調査区域	上越市域全域	
調査対象	満20歳以上の市民5,000人	
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出	
回収率	51.08%	36.90%

(1) 地域への愛着

■地域に愛着を感じている市民は約8割

「現在住んでいる地域に愛着を感じているか」という質問に対して、「強い愛着を感じる」(22.9%)、「ある程度愛着を感じる」(59.8%)を合わせ、市民の8割以上(82.7%)が地域に愛着を感じています。

※前回調査…82.0% (0.7ポイント増)

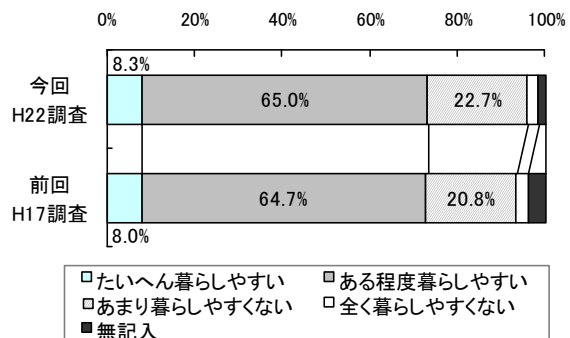


(2) 現在の暮らしやすさ

■暮らしやすいと感じている市民は約7割

「現在の生活を暮らしやすいと思うか」という質問に対して、「たいへん暮らしやすい」(8.3%)、「ある程度暮らしやすい」(65.0%)を合わせ、市民の7割以上(73.3%)が現在の生活を暮らしやすいと感じています。

※前回調査…72.7% (0.6ポイント増)

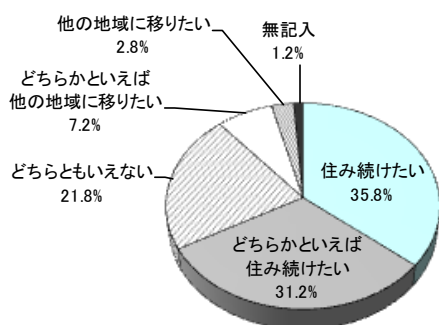


(3) 現在の地域に住み続ける意向

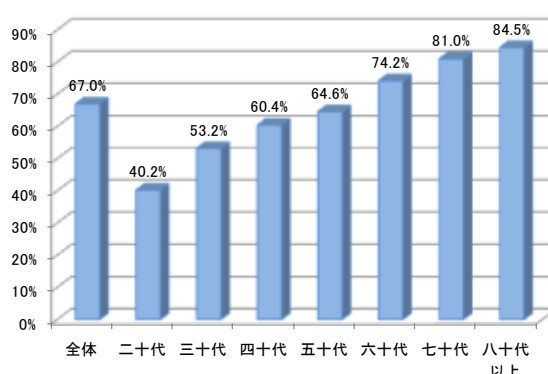
■住み続けたいと思っている市民は約7割

「現在住んでいる地域に住み続けたいか」という質問に対して、「住み続けたい」(35.8%)、「どちらかといえば住み続けたい」(31.2%)を合わせ、市民の約7割(67.0%)が地域に住み続けたいと思っています。

また、住み続けたいと思っている人の割合を年代別にみると、若年層が低く、年代が上がるにつれて上昇しています。



＜「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」と思っている人の年代別割合＞



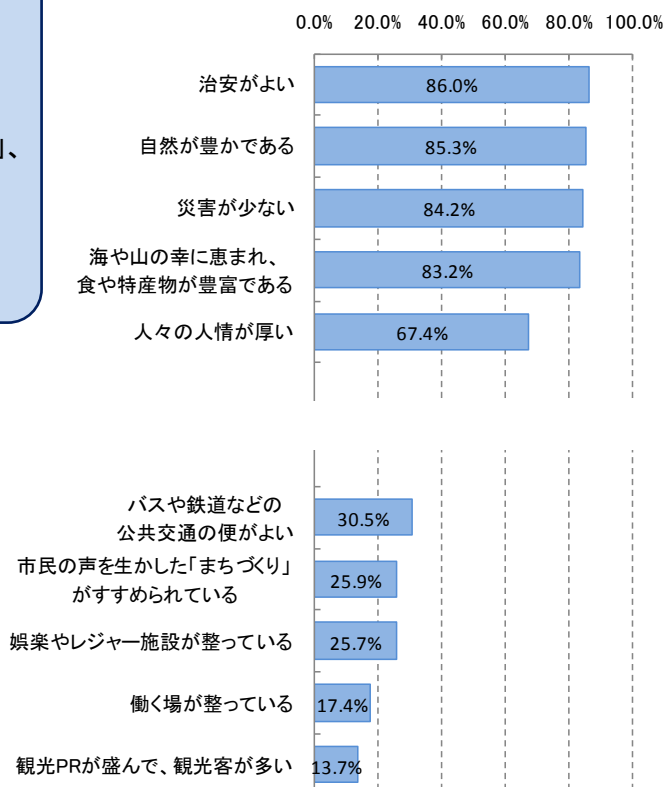
(4) 現在の生活実態・生活実感に対する意識

- 評価の高いものは、
「治安がよい」、「自然が豊か」、
「災害が少ない」など
- 評価の低いものは、
「観光PRが盛んで観光客が多い」、
「働く場が整っている」、
「娯楽やレジャー施設が整っている」など

現在の生活実態や生活実感について、生活環境、健康福祉、産業経済、教育文化、生活基盤整備、行財政・市民参画の各分野の主な25項目について、実態や実感を「そう感じる」、「ある程度感じる」、「あまり感じない」、「全く感じない」の4つから、うかがいました。

※上位・下位各5項目を掲載

＜「そう感じる」、「ある程度感じる」の合計の上位・下位の各5項目＞



(5) 行政施策に対する満足度と重要度の意識

現在、市が行っている主な取組 60 項目について、それぞれ、現在どれくらい満足しているか（満足度）、今後どれくらい重要であるか（重要度）をうかがいました。

※それぞれの回答を点数化し、項目ごとに算出した平均スコア(※)の上位・下位各 5 項目を掲載

現在の満足度

■都市整備・生活基盤整備分野の項目の満足度が
高く、産業経済分野の項目の満足度が低い

順位	項目	平均スコア
1	安全な水道水の安定供給	0.77
2	生活排水の処理対策	0.54
3	ごみ減量とリサイクル ³² の推進	0.45
4	主要幹線道路の整備	0.36
5	身近な生活道路の整備	0.30
	↓	
56	新産業の創出	▲0.32
57	観光の振興	▲0.33
58	公共交通の利便性向上	▲0.34
59	商業の振興	▲0.46
60	就業支援	▲0.52

前回調査の満足度との比較

■生活環境分野、都市整備・生活基盤整備分野の
項目の満足度が上昇し、産業経済分野、健康福
祉分野の項目の満足度が低下

順位	項目	平均スコアの増減
1	防犯対策	0.25
2	防災対策	0.24
3	公害対策	0.24
4	安全な水道水の安定供給	0.22
5	生活排水の処理対策	0.22
	↓	
56	健康づくりの推進	▲0.09
57	企業誘致の促進	▲0.11
58	新幹線の整備促進	▲0.12
59	就業支援	▲0.13
60	高齢者の介護福祉	▲0.14

今後の重要度

■健康福祉分野、生活環境分野の項目の重要度が
高い

順位	項目	平均スコア
1	医療体制の充実	1.45
2	防災対策	1.43
3	安全な水道水の安定供給	1.32
4	防犯対策	1.29
5	高齢者の介護福祉	1.29
	↓	
56	水産業の振興	0.55
57	男女共同参画社会の実現	0.54
58	芸術、文化活動の推進	0.53
59	優良な市街地の形成	0.49
60	国際的な文化交流の推進	0.42

前回調査の重要度との比較

■産業経済分野の項目の重要度が上昇し、生活環
境分野、都市整備・生活基盤整備分野の項目の
重要度が低下

順位	項目	平均スコアの増減
1	新幹線の整備促進	0.14
2	中小企業支援	0.13
3	企業誘致の促進	0.12
4	平場地域の農業振興	0.11
5	中山間部の農業振興	0.11
	↓	
56	雪対策	▲0.10
57	ごみ減量とリサイクルの推進	▲0.11
58	防災対策	▲0.12
59	地球温暖化対策	▲0.12
60	災害に強い河川、海岸の整備	▲0.18

※平均スコアの算出方法 … 満足度の平均スコアは、「満足している」+2、「やや満足している」+1、「どちらともいえない」0、「やや不満である」-1、「不満である」-2とし、その平均点を算出したもの。重要度の平均スコアも同様に算出

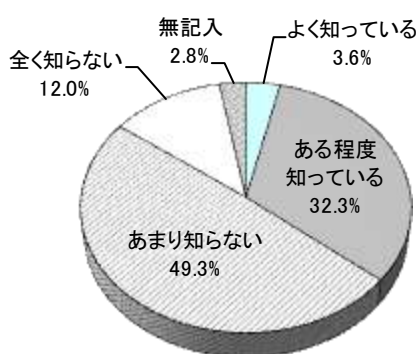
(6) 地域自治区⁵制度に対する認知度・期待度

■市民の認知度・期待度はともに約35%。認知度の向上が課題

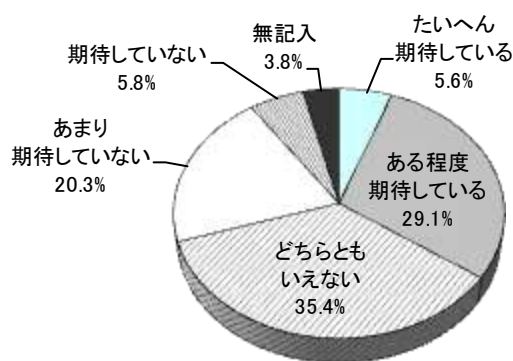
地域自治区制度の認知度は、「よく知っている」(3.6%)、「ある程度知っている」(32.3%)を合わせ、市民の35.9%にとどまっています。

また、地域自治区制度への期待度は、「たいへん期待している」(5.6%)、「ある程度期待している」(29.1%)を合わせ、市民の34.7%となっています。

<地域自治区制度の認知度>



<地域自治区制度への期待度>

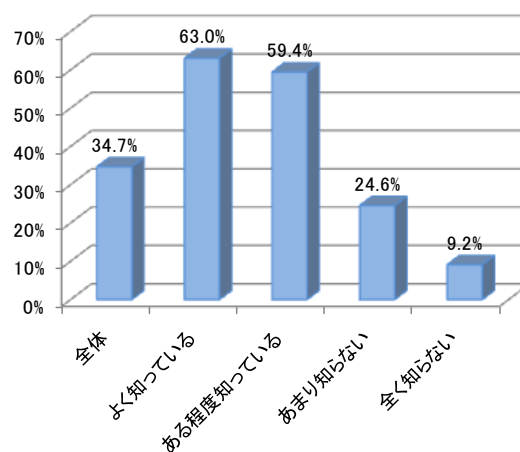


地域自治区制度に期待している人を、制度の認知度別にみると、「よく知っている」と回答した市民の63.0%、「ある程度知っている」と回答した市民の59.4%が期待しています。

認知度が高い方は、期待度が高いという関連性が分かりました。

つまり、期待度の低迷は、認知度不足によるところが大きく、まずは市民の皆さんに制度自体を知っていただくことが課題であるということが分かりました。

<「たいへん期待している」、「ある程度期待している」と回答した人の認知度別割合>



4 政策・施策成果の評価検証結果

基本計画の見直しに当たって、政策目標の達成度を指標項目、市民の声アンケートの結果などから総合的に評価した結果を掲載しています。

政策区分	上段：政策目標（目指す状態）	
	下段：総合評価	
1 人にやさしい自立と共生のまち		
1 住民自治と市民活動の充実した市民が主役のまちづくり	<p>新しい自治の仕組みが市民に浸透することによって住民自治が高まり、自助・共助・公助がそれぞれの立場や能力に応じて実践される、市民が主役のまち。</p> <p>○平成 20 年 4 月の自治基本条例⁷の施行、平成 21 年 10 月の市民投票条例⁷⁶の施行及び全市域への地域自治区⁵設置など、自治の仕組みづくりを進めてきた。</p> <p>○しかし、地域自治区制度について知っている・期待していると答えた市民はともに約 35%と認知度が低く、地域協議会委員への応募が定数を超えた区は皆無であった。一方で、地域自治区制度を知っていると答えた人の約 6 割が期待していると答えており、期待度の低迷は、認知度不足によるところが大きい。</p> <p>○このことから、新しい自治の制度・仕組みや活動の成果を積極的に市民に周知することにより市民の関心を高めるとともに、地域や市民の自発的・主体的な活動を支援する。</p>	
2 協調と融和を基調とした人にやさしいまちづくり	<p>門地、性別、障害の有無、国籍等による意識上の障壁を含むあらゆる障壁が解消され、多様な価値観を認め合う人にやさしいまち。</p> <p>○公共建築物ユニバーサルデザイン¹¹指針の策定やユニバーサルデザイン啓発冊子の配布、平成 20 年 12 月に行った人権都市宣言をはじめとして、様々な障壁が解消されるよう啓発に取り組んできた。</p> <p>○しかし、いずれの項目も市民の満足度が平均以下であることから、多様な価値観を認め合うことが可能となるよう、啓発活動を主とした取組を継続していく。</p>	
2 自立した自治体運営が確立したまち		
1 効果的で効率的な行政運営の推進	<p>P D C A サイクル¹²による事業実施の定着や、機能的な組織体制の構築、行政情報の市民との共有化などを通じて、常に課題の本質と政策命題に基づく合理的な判断の下、効果的な手法を選択する「目標追求・成果重視型」の行政運営が行われている状態。</p> <p>○P D C A サイクルに基づく業務執行の定着については、数値目標である職員意識調査の結果からは、職員への理解は浸透しているとは言えない。しかし、市の中心的な業務は、すでに P D C A サイクルにより適切に管理されていると考えている。行政改革による効率的・効果的な市政運営に関して、市民実感による重要度は平均を上回っている一方で、満足度は平均を下回っている。また、市の情報提供に満足している人の割合は約 4 割にとどまっている。</p> <p>○策定後の人材育成方針に基づく職員の育成、必要に応じた組織機構の見直しを通じ、行政の組織力を最大限発揮するための体制整備を進める。</p>	

政策区分		上段：政策目標（目指す状態）
		下段：総合評価
2	弾力性のある自立した財政基盤の確立	<p>歳入の適正な確保と計画的な財政運営、土地開発公社¹⁵の経営健全化などを通じた健全な財政運営を推進し、弾力性のある自立した財政基盤が確立された状態。</p> <p>○歳入確保の取組については、納入促進員の導入、租税教育の実施、広報紙等への有料広告の掲載などにより一定の効果があったものの、景気低迷の影響から、指標項目である収納率や土地開発公社の土地保有額の削減の目標を達成できなかった。</p> <p>○健全な財政運営に関しては、重要度が平均を上回っている一方で、満足度は平均を下回っており、市民の関心は相変わらず高い。</p> <p>○平成27年度以降の普通交付税等の大幅な減額を見据え、自立した財政基盤を確立するため、将来負担の軽減や歳出予算の減量化を図っていく。</p> <p>○また、予算編成にあたっては、組織改編により財政部局と政策部局が統合され、効果的な投資が可能となる体制が整備されたことを踏まえ、事業費の配分調整から重点施策への的確な予算配分に転換を図っていく。</p>
3 つながりを育み続ける都市基盤が確立したまち		
1	地域の特性をいかした魅力あふれる空間の形成	<p>機能的な土地利用を推進するとともに、水と緑豊かな都市空間や良好な景観を形成し、市民生活や企業活動を支えるライフライン⁴を確立することによって、地域の特性をいかした魅力あふれる空間が形成されたまち。</p> <p>○ガスや水道などライフラインの整備は、予定を上回る進捗を見せており、この分野の満足度はおおむね平均を上回っている。</p> <p>○また、情報通信基盤の整備においても、地域間の情報格差はおおむね解消されている。</p> <p>○一方で、景気低迷などから、土地区画整理事業が想定通りに進んでいないほか、市が分譲している住宅団地についても、未売却地の販売促進を図る必要がある。</p>
2	人やまちをつなぎ魅力を高める交通ネットワークの確立	<p>市内における都市構造と公共交通・道路ネットワークの一体的な構築が進み、港湾機能や高速交通ネットワークが充実することによって、市の拠点性が高まり、交流の拡大や投資を誘引する基盤が確立されたまち。</p> <p>○市民の道路網の整備に関する満足度は高く、上信越自動車道の全線4車線化や、上越魚沼地域振興快速道路²²の早期完成に向けた要望活動を続けていくとともに、身近な生活道路については、緊急性や重要性を考慮した計画的な維持管理と、橋梁の長寿命化など適正な管理を行う。</p> <p>○公共交通機関については市民の満足度が低く、利用者も減少傾向にある。</p> <p>○新幹線の整備促進と新駅の周辺整備については、市民の関心が高まっており、新幹線の開業を見据えて各地域の連携を深めるとともに、国、県、関係機関との連携を更に強化し、つながりを意識した交通ネットワークの構築を進めていく。</p>
4 自然と共生し、安全に安心して暮らせるまち		
1	人と自然が共生する環境にやさしいまちづくり	<p>環境学習の推進と合わせて、地球環境、自然環境、生活環境それぞれに対する環境負荷が軽減され、人と自然が共生する環境にやさしいまち。</p> <p>○第2次環境基本計画の策定とそれに基づく各種取組、自然環境保全条例の施行、全市統一制度による家庭ごみの有料化などを行った。</p> <p>○この分野は、全体的に重要度が高く、市民の関心が高いことがうかがえる。満足度もおおむね平均を上回っている。</p> <p>○一方、指標項目では未達成の項目が多く、環境負荷の軽減には道半ばといえることから、今後も市民への啓発、環境保全活動への自主的な参加の促進など、実践につながる継続した取組を行っていく。</p>

政策区分		上段：政策目標（目指す状態）
		下段：総合評価
2	災害から市民の安全と財産を守るまちづくり	災害に強い都市構造の構築が進み、地域ぐるみの防災力が向上し、さらには発生した災害に迅速かつ的確に対応できる体制の確保によって、災害への高い対応能力を持ったまち。
		○自主防災組織 ³⁷ は、目標にわずかに届かなかったが8割を超える組織率となり、地域ぐるみの防災力は向上している。
		○防災行政無線システムの整備は、平成23年度に完了する予定であり、今後は適切な管理及び運用を行っていく。 ○前回調査からの満足度が大きく向上し、重要度、満足度ともに平均を上回っているが、手を緩めることのできない分野であり、継続した取組を行っていく。
3	事故と犯罪から市民を守るまちづくり	犯罪による被害や交通事故を未然に防ぐ啓発活動が推進され、地域ぐるみの防犯力が向上することによって、事故や犯罪の発生が抑制された安心感の高いまち。
		○上越市みんなで防犯安全安心まちづくり条例及び推進計画に基づき、取組を体系化し、地域や関係機関と連携した取組を行ったほか、自主的な防犯活動への支援によって、地域ぐるみの防犯力は向上している。 ○前回調査からの満足度の上昇が大きく、全体的に重要度、満足度ともに平均を上回っているが、手を緩めることのできない分野であり、継続した取組を行っていく。
4	雪と上手につきあう暮らしを実現するまちづくり	雪がもたらす障壁を克服しつつ、雪を資源として活用する工夫などを通して、雪と上手につきあう暮らしが営まれるまち。
		○指標項目は目標を達成しているが、市民の実感からは、重要度が高いにも関わらず、満足度は前回調査からは向上したものの、平均を下回っている。 ○雪への対応は、当市における積年の課題であることから、克雪と利雪の両面からの取組を行っていく。
5 活発な産業が地域に活力を生み出すまち		
1	農林水産業によるなりわい ⁴¹ を創出するまちづくり	意欲ある担い手の育成や生産性の向上、生産物の付加価値の向上などによって、農林水産業の多面的な機能が維持されつつ、生産者の高い生産意欲や産地としての高い競争力を持ったまち。
		○中山間部の農業振興と林業について市民の満足度が平均を下回っている。全体的に重要度は平均を下回っているものの、前回調査からは上昇している。 ○集落間連携などにより中山間地域の振興に取り組むほか、農場者による6次産業 ⁴⁵ 化を促進し、地域内の消費拡大と地域外への販売強化を図っていく。 ○食育 ⁴⁷ 活動を推進し、健全な食生活を営む能力を育むとともに、質の高い食生活を下支えする地域農産物の生産拡大と供給体制の整備を図る。
2	ものづくり産業による付加価値を高めるまちづくり	ものづくり産業の集積や新産業の創出、物流・貿易の振興によって、市域の中で高い付加価値が創出されるまち。
		○昨今の経済情勢を反映して、指標項目は未達成、市民の満足度も低い結果となった。 ○経済情勢の変化に伴う影響を受けにくい産業構造を構築していくため、誘致型、内発型の両面から総合的にものづくり産業を活性化していく必要がある。このため上越ものづくり振興センター ⁴⁸ を中心に、産業の高度化と新たな産業の創出を支援していく。

政策区分		上段：政策目標（目指す状態）
		下段：総合評価
3	交流によるにぎわいと「外貨 ⁵⁰ 」をもたらすまちづくり	<p>地域資源³⁴をいかした観光産業や中心市街地の活性化によってにぎわいがもたらされ、市外からの「外貨」が集まるまち。</p> <p>○観光では、「風林火山」「天地人」の2つの大河ドラマが追い風となり、各指標項目を達成できたが、市民の満足度は低い。</p> <p>○商業に関しては、中心市街地の歩行者数が目標を大きく下回っており、重要度は高いが、満足度は低いという結果である。</p> <p>○観光を産業としてとらえ、観光資源を磨き上げるとともに、広域連携によって周遊型・滞在型観光の確立に取り組んでいく。</p> <p>○また、中心市街地については、地域の特性をいかした取組を行い、にぎわいの創出を図っていく。</p>
4	企業連携と雇用促進により経済基盤を強化するまちづくり	<p>起業や企業連携、人材育成の双方が促進されることによって、産業活動が生み出した価値が市域内で循環する連関性が高まるとともに、雇用環境と就労機会が充実し、地元の求人が地元の人材で充足しているまち。</p> <p>○昨今の経済情勢を反映して、有効求人倍率、Uターン登録就職者数は目標を下回った。また、市民の実感も、重要度が高いにも関わらず、満足度は平均を大きく下回り、その乖離も大きい結果となった。</p> <p>○雇用機会の充実に即効性のある施策はないが、市内企業の経営安定化を図ることが、雇用環境の安定にもつながることから、上越ものづくり振興センター⁴⁸を拠点として、企業間や産学間の連携を進め、市域内での産業連関を高めるとともに、新産業を育成することで、雇用環境と就労機会の充実につなげていく。</p>
6 みんなの健やかな生活を支え合うまち		
1	心身共に健康で暮らせるまちづくり	<p>市民が健康に配慮した生活を送るとともに、いざというときに身近で適切な医療が受けられる体制を構築することによって、誰もが心身共に健康で暮らせるまち。</p> <p>○特定健診⁵⁸の受診率は、年々上昇してはいるものの、目標を下回っている。また、医療体制の充実の重要度が平均を上回っており、市民の関心が高い。</p> <p>○健康長寿社会を実現するため、健診受診率の向上、戸別訪問体制の強化などを図るとともに、医療機関等と連携し、地域医療体制や救急医療体制を充実していく。</p>
2	誰もが社会の一員としていきいきと暮らせる福祉のまちづくり	<p>高齢者や障害のある人など、日常生活を営む上で支援を必要とする人に対し、それぞれの能力に応じた自立や社会参加に向けた支援が地域全体で行われることによって、誰もが地域社会を構成する一員としていきいきと暮らせる福祉のまち。</p> <p>○昨今の経済情勢を反映して、福祉施設から一般就労への移行者数は目標を下回っている。また、市民の実感では、高齢者介護や障害のある人の自立・社会参加の支援に対する重要度が高いにも関わらず、満足度は平均を下回っている。</p> <p>○高齢者の介護予防に引き続き取り組むほか、高齢者や障害のある人などが、自立し、社会参加できるような環境づくりを進める。</p>

政策区分		上段：政策目標（目指す状態）
		下段：総合評価
3	みんなが笑顔で子育てできるまちづくり	<p>児童福祉や保育サービスの充実、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりなどを通じて、みんなが笑顔で子育てできるまち。</p> <p>○子育てしやすいと感じる市民の割合が、目標値を下回っており、市民実感では、各項目の重要度が平均を上回っている分野である。</p> <p>○子育てに関する経済的負担の軽減や保育サービスの充実、育児相談の実施、地域全体で子育てを支援していく環境づくりなどにより、育児不安を解消し、安心して子育てができるような取組を進めていく。</p> <p>○また、子どもが適切に養育されていない事例が増加してきているため、それらに対応できる体制を整備する。</p>
		<p>7 人が学び、育ち、高めあうまち</p>
1	未来に生きる力を持った子どもを育むまちづくり	<p>学校教育の充実や地域ぐるみの教育力の向上によって、未来を自ら切り開いていくために必要な生きる力を持った子どもが育つまち。</p> <p>○総合教育プランに基づく教育活動の推進による理解の深まりや、学校支援地域本部事業の実施、地域青少年育成会議の設立による学校支援ボランティア登録者数の増加など、各指標項目は、目標値を達成した。</p> <p>○また、学校教育分野では、市民の重要度、満足度がともに平均を上回っており、関心が高い。</p> <p>○子どもたちが様々な体験を通じて生きる力を習得できるよう、学校教育の充実や、家庭、地域、学校が一体となった取組を推進していく。</p>
		<p>2 学びやスポーツを生きがいにするまちづくり</p> <p>多くの市民が学びやスポーツ活動を日常生活に取り入れ、いきいきと活動しているまち。</p> <p>○生涯学習・生涯スポーツ共に指標項目の目標を下回っている。、また、市民実感からは、生涯学習の推進と施設整備に関する満足度が平均を下回り、スポーツレクリエーションの推進と施設整備の満足度は平均を上回っている。</p> <p>○一人でも多くの市民が、生涯学習やスポーツに接し、参加できるような機会を充実するための取組を継続し、活動促進を図っていく。</p>
3	歴史と伝統に彩られた文化と誇りあふれるまちづくり	<p>市固有の歴史・文化が、まちのアイデンティティや市民の愛着、誇りとして浸透し、次世代に継承される、歴史と伝統に彩られたまち。</p> <p>○指標項目では、施設の入館者数が、聚楽第行幸図屏風の特別公開により目標を達成したが、その他は未達成であった。市民実感では、歴史文化資源・資産の保護に関する項目でよい傾向がみられるが、文化・芸術活動の推進に関する項目が弱い。</p> <p>○地域の活性化や郷土愛の意識を高めるため、地域資源³⁴である文化財の保護ばかりではなく、活用に向けた取組を継続・拡大していくほか、文化・芸術分野のネットワークを構築し、市民団体等の活動を支援していく。</p>

5 用語解説

No.	用語	掲載ページ	解説
1	リーマン・ショック	4. 11	米国の大手投資銀行・証券会社リーマンブラザーズの経営破綻(平成 20 年 9 月)とその副次的な影響により世界の金融市場と経済が危機に直面した一連の出来事。
2	セーフティネット	9. 10	安全網。事故や災害などの不測の事態や傷病、老齢、死亡、失業など生活困難をもたらす事態等に備え、被害を最小限に抑え救済する制度。
3	コミュニティビジネス、 ソーシャルビジネス	11	子育てや福祉、教育、まちづくりなどの分野における社会的課題をビジネスとして事業性を確保しつつ解決しようとする取組。コミュニティビジネスは、ソーシャルビジネスに比べて、活動領域や解決すべき課題について、地域性があるものをいう。
4	ライフライン	11. 28. 29. 77	電気やガス、上下水道、通信など、市民生活の根幹をなす施設。
5	地域自治区	20. 21. 75. 76	市町村の一定の区域を単位とし、市町村長の権限に属する事務を分掌し、地域の住民の意見を反映しつつ、これを処理するために市町村長が設置するもの。地域自治区には事務所と地域協議会を置くこととされている。
6	都市内分権	20. 21	地域住民が主体的に身近な地域の課題を考え、決定し、解決していくための自治の仕組みのこと。
7	自治基本条例	20. 21. 76	自治の考え方や行財政運営の方法を明確に定めるもので、自治体の憲法にも当たるもの。
8	コミュニティプラザ	21	旧町村役場や公民館などを転用して上越市内の旧町村の地域自治区に設置される、地域住民や市民活動団体等が集まり活動する拠点。
9	市民活動団体	21. 50. 52. 53 56. 57. 58. 59	町内会・住民組織、NPO法人、ボランティア団体など、自らの価値観、信念、地域への貢献等のために自発的に活動する団体。
10	バリアフリー	22	高齢者や障害のある人が、不便を感じないで生活できるまちづくりを目指し、バリア(障害となるもの)を取り除くこと。
11	ユニバーサルデザイン	22. 23. 76	年齢、性別、国籍、個人の様々な状況、個人の能力にかかわらず、可能な限り誰もが利用できるように、まちや建物、環境、サービスなどをデザインする考え方。
12	PDCAサイクル	24. 76	事業の実行に際し、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)にもとづいて見直し(Action)を行うという一連の流れを繰り返しながら、継続的な改善を進めていくシステム。
13	オンブズパーソン制度	25	市民の権利や利益を擁護し、また市政を監視して、市政の改善を図ることにより、開かれた市政を推進し、市民の意向が的確に反映された市民本位の市政運営に役立てることを目的とした制度。
14	受益者負担	26. 27	公共サービスの提供により特に利益を受ける人々から、その利益に応じた費用の負担を求めること。
15	土地開発公社	26. 27. 77	地方公共団体が、単独又は共同で全額出資して設立する特殊法人。地域の秩序ある整備を図るために必要な、公有地となるべき土地の取得及び造成等を行う。
16	公共調達	27	国や地方公共団体が、職務遂行に必要な物品・サービスを市場から必要に応じてととのえること。
17	インフラ	28	インフラストラクチャーの略。学校、病院、道路、橋梁、鉄道路線、上下水道、電気、ガス、電話など、経済活動や社会生活を維持・発展させるための基盤構造。
18	都市機能	28	商業・業務・教育・文化・交流・行政施設など、都市的サービスを提供する機能。

基本計画

No.	用語	掲載ページ	解説
19	ブロードバンド	28. 29	インターネットで通信を行う際に、広帯域(broadband)を利用してデータを高速かつ大量に通信する回線。
20	公共公益施設	29. 44	道路、河川、運河、下水道、公園、広場、図書館などの公共の用に供する施設や、鉄道駅、郵便局、社会福祉施設、医療施設など、住民の生活のために必要な公共的サービス施設。
21	水源かん養	29. 40	森林の土壌が、雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化すること。
22	上越魚沼地域振興快速道路	30. 31. 77	北陸自動車道と上信越自動車道及び関越自動車道と連携し、地域構造を強化する規格の高い道路(地域高規格道路)。上越市と南魚沼市(旧六日町)を結び、概略延長は約 60km。一部区間で工事が始まっている。完成後は、時速おおむね 60km の速度サービスを提供できる。
23	モータリゼーション	30. 44	自動車が普及し、必需品となる現象。
24	移動制約者	30. 31	自動車を中心とした社会において、運転免許証を持たない(持てない)か、自家用車を持たない(持てない)ことによって移動を制約される子どもや高齢者、障害のある人、低所得者など。一般には「交通弱者」と表現することもある。 ※ 他の事例では、「移動に当たり、人の介助や機器を必要としたり、安全な移動が困難であったり、身体的苦痛を伴う等の制約を受ける人々」の意味で使用している場合もある。
25	福祉有償運送	30	NPO法人や社会福祉法人が、高齢者や障害者等の公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャー等を目的に有償で行う車両による輸送サービス。
26	温室効果ガス	32	二酸化炭素、メタン、窒素酸化物、フロンなど、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす大気圏中の気体。
27	新エネルギー	32. 33	絶えず補充される自然のプロセス由来のエネルギーである再生可能エネルギーのうち、その普及のために支援を必要とするもの。新エネルギーに該当するものは、中小規模水力発電、地熱発電、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、海水熱・河川熱その他の水熱源利用、バイオマス燃料製造である。
28	里地里山	32. 33	都市域と奥山地域との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域。集落をとりまく二次林(コナラ、ミズナラ、アカマツ等)と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。
29	希少な動植物	32. 33	生息生育環境の変化などにより、絶滅が危惧される動植物、またはその地域特有の動植物。
30	リデュース	32	廃棄物の発生抑制。省資源化や長寿命化等の取組を通じて、製品の製造、流通、使用などに係る資源利用効率を高め、廃棄物とならざるを得ない形での資源の利用を極力少なくすること。
31	リユース	32	再使用。いったん使用された製品を回収し、必要に応じて適切な処置を施し製品として再使用を図ること。または、再使用可能な部品の利用を図ること。
32	リサイクル	32. 33. 74	再資源化。いったん使用された製品や製品の製造に伴い発生した副産物を回収し、原材料として利用すること(マテリアルリサイクル)と焼却熱のエネルギーとしての利用(サーマルリサイクル)がある。

No.	用語	掲載ページ	解説
33	資源循環型社会	32	廃棄物等の発生を抑制し、資源の循環的な利用及び適正な処分を確実にすることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会。
34	地域資源	33. 42. 44 79. 80	地域に根ざし、地域内での活動に利用可能な、有形、無形のあらゆる要素。 水、森林、農地などの自然資源や、歴史的建造物、郷土の偉人、伝統文化などの歴史的資源、地域の特徴的な観光施設、鉄道などの人工的資源に加え、地域住民の持つ知恵や技術、人と人のつながりなどの人的資源までを含む。
35	民生委員	34. 35. 50	社会福祉の増進のために、地域住民の生活状況の把握、生活困窮者の保護・指導、福祉事務所への協力などを行う者。民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた市町村の区域に配属される。
36	児童委員	34. 35. 50. 53	児童及び妊産婦の保護・保健などに関する援助及び指導を行い、児童福祉司の職務に協力する者。児童福祉法に基づいて市町村に置かれ、民生委員がこれを兼ねる。
37	自主防災組織	34. 35. 78	市内の町内会(2以上の町内会が共同する場合を含む)を単位として自主防災を目的として結成された団体で、市長に自主防災組織の設置に係る規約を届け出た団体。
38	要援護者	35	① 介護や身体的に支援を必要とし、又は情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人(例:高齢者、乳幼児)、② 心身に障害があり、身体的な支援又は情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人(例:障害のある人、難病患者)、③ 一時的に身体的な支障があり、支援が必要な人(例:傷病者、妊産婦)、④ 心身共に健康であるが、情報の入手、判断、発信が困難で支援が必要な人(例:外国人)
39	サイバー犯罪	36	インターネットなどのIT技術を悪用した犯罪の総称。
40	マッチング	38. 46. 47	仲介すること。
41	なりわい	40. 78	生業(なりわい)。古くは「農業」又はその「作物」を表し、生活のための職業、営みを意味する。
42	集落営農	40. 41	様々な農業生産過程の一部又は全てを集落が共同で行うこと。
43	認定農業者	40. 41	市町村が策定した基本構想に基づき基本計画を作成し、それが市町村に認定された農業者。
44	耕作放棄地	40. 41	過去1年間耕作されておらず、今後も耕作の見込みが明確でない土地。
45	6次産業	40. 78	生産(1次)、加工(2次)、販売・サービス(3次)を総合的に展開する産業。
46	地産地消	40. 41	地元で生産した農産物を地元で消費すること。
47	食育	41. 78	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
48	上越ものづくり振興センター	42. 47. 78. 79	企業の経営基盤の強化、経営の革新、創業の促進、技術の高度化、人材育成等に向けた施策を各関係機関との連携を図りながら総合的に実施し、産業の振興を図るため、平成21年11月に開設した。
49	ポートセールス	43	港の利用促進と貨物取扱量の拡大を進めるため、企業等に働き掛けること。
50	外貨	44. 79	(一般には外国の貨幣のことを指すが、本計画では)地域外からの資金のこと。

基本計画

No.	用語	掲載ページ	解説
51	コンベンション	44. 45	会議、集会、見本市、展示会等。
52	リピーター	45	特定の地域や施設などを何度も訪れる人々。
53	二地域居住	45	都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の居住に加えた生活拠点を持つこと。
54	キャリア教育	46	望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。
55	シティセミナー	47	自治体の魅力、特長、優位性などを紹介しながら、自治体の知名度を高めることを目的に開催する催し。
56	若者しごと館	47	若年者の就職促進を図るため、職業に関する情報提供やセミナー、人材育成、ハローワーク施設の併設による職業紹介などを実施する若者のための就職支援施設。
57	生活習慣病	48. 49	40歳頃より増加する、がん、心臓病、脳卒中など、成人病と言われていた病気。健康的な生活習慣によって病気を未然に防ぐことを重視するねらいから、この言葉が厚生労働省公衆衛生審議会によって平成8年に提起された。
58	健診	48. 49. 53. 79	健康診査の略。病気の予防・早期発見などを目的に行う総合的な診査。
59	検診	48	病気にかかっているかどうかを検査するために診察を行うこと。
60	社会保険制度	48	傷病、高齢、死亡、失業など生活困難をもたらす事故に備えて、国民が強制加入の保険に入り、事故が発生したときに給付を受けるという国の社会保障の仕組みの一つ。
61	ノーマライゼーション	50	障害の有無にかかわらず、地域社会で通常の暮らしを営むことを当然とする福祉の基本的考え。
62	生活困窮者	50. 51	病気や障害、高齢などの理由で働けず、また、活用できる資産や援助をしてくれる身内もないなど、世帯全体の収入が生活保護制度で国が定める最低限度の生活を営む基準以下で、生活に困っている人。
63	社会福祉協議会	50	社会福祉事業法に基づく社会福祉法人。地域住民の福祉増進を図るため、国・都道府県・市町村単位で組織される。
64	要介護	50. 51	身体上または精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間にわたり、継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であること。その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分のいずれかに該当する。
65	要支援	50. 51	65歳以上の人が要介護状態となるおそれがある状態、または、40歳以上65歳未満の人が、特定疾病によって生じた身体上または精神上の障害が原因で要介護状態となるおそれがある状態。
66	地域包括支援センター	51	地域の高齢者の心身の健康の維持、保健福祉医療の向上、生活安定に必要な援助を包括的に行う中核機関で、市町村が設置する。平成17年度の介護保険制度改正により創設された。
67	住宅困窮者	51	自ら居住するための住宅を必要とし、住宅に困っていることが明らかな低額所得者。

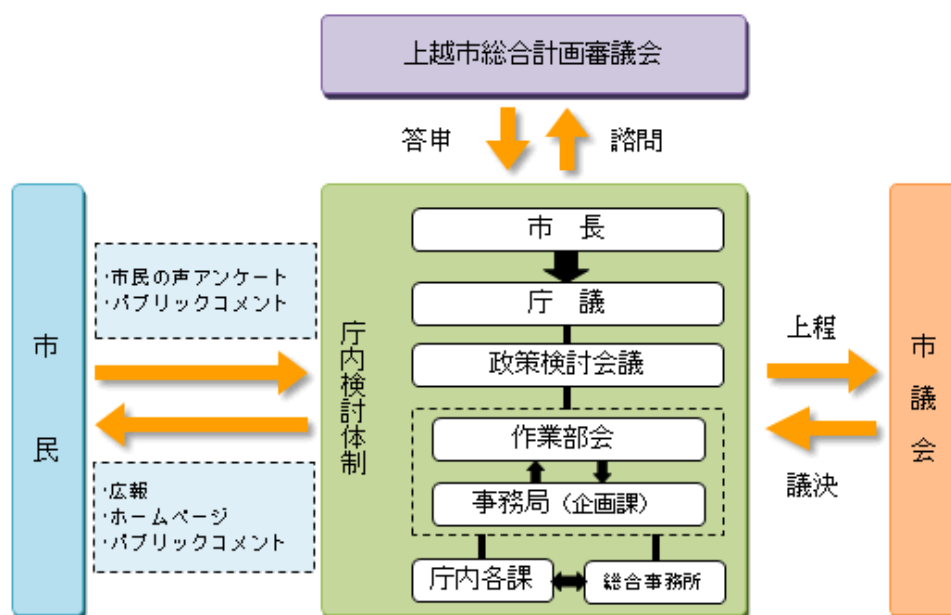
No.	用語	掲載ページ	解説
68	合計特殊出生率	52	人口統計上の指標で、一人の女性が生涯に産む子どもの数の平均値。
69	ファミリーヘルプ 保育園	53	保育需要の多様化に対し、専門的に緊急または一時的な保育サービスを提供し、家庭における育児機能の補完を図る保育園。保育と合わせて育児相談等も行う。
70	学習指導要領	55	学習目標設定、教材組織化、学習指導方式の選択・決定、指導結果評価のための手引きとして、文部科学省が作成する小学校・中学校・高等学校・養護学校などの教育課程の大綱的基準。
71	カリキュラム	55	一定の教育の目的に合わせて考え出された教育内容を、順序に従って系統立てて計画したもの。
72	ICT	55	Information and Communication(s) Technology(情報通信技術)の略。移動体通信網の整備、固定通信網の高速大容量化などのインフラと、それらを支える技術の飛躍的進歩によって、インターネットを中心とした通信ネットワーク網を生活やビジネスなどに活用できるようにしたもの。総務省の「IT政策大綱」も平成16年から「ICT政策大綱」に改称された。
73	放課後児童クラブ	55	昼間保護者のいない家庭の小学生に対し、学校の空き室などを利用し放課後児童の育成・指導、遊びの助長などに係るサービスを行うもの。
74	総合型地域 スポーツクラブ	56. 57	地域住民の日常的なスポーツ活動を活性化するために構想された、多様な世代が多様なスポーツを楽しむ市民型のスポーツクラブ。平成7年に当時の文部省が支援を始めた。
75	顕彰	58. 59	個人の功績などを一般に知らせ、表彰すること。
76	市民投票条例	76	上越市自治基本条例第38条の規定に基づき、市政運営に係る重要事項について市民の意思確認を行うことを目的とする常設型の市民投票制度を定めたもの。

6 策定経過

(1) 策定経過

年月	庁内検討等	総合計画審議会
平成 22 年 4 月～	<ul style="list-style-type: none"> 市民の声アンケートの分析、素案の検討開始 庁内説明会（6/22） すべての副課長級及び係長級の職員に対し、市民の声アンケート結果、見直しの方針及び今後の作業について説明 政策検討会議（6/30） 見直しの基本方針について 	
7 月	<ul style="list-style-type: none"> 政策検討会議（7/2） 素案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 1 回審議会（7/12） ・委員委嘱、会長・副会長の選任、諮問 ・審議会の運営等について、基本計画の見直しに係る基本方針等について審議
8 月		<ul style="list-style-type: none"> ○第 2 回審議会（8/26） ・基本計画（素案）について審議
9 月	<ul style="list-style-type: none"> 市議会への中間報告（9/13） 	
10 月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画案についてパブリックコメントの実施（10/1～11/1） 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> 2 人 2 団体から 59 件の意見提出 基本計画案についてパブリックコメントの結果の公表（11/22～12/28） 	<ul style="list-style-type: none"> ○第 3 回審議会（11/16） ・パブリックコメントへの対応案、基本計画の答申案について審議 ○基本計画案を市長へ答申（ / ）
(予定)12 月	<ul style="list-style-type: none"> 基本計画の議決（ / ） 	

(2) 策定体制図



(3) 上越市総合計画審議会

① 上越市総合計画審議会条例

昭和46年7月30日

条例第86号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、上越市総合計画に関する事項について調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市教育委員会の委員
- (2) 市農業委員会の委員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係諸団体の役員及び職員

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る事項について調査及び審議を終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成22年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

※附則は、最新のもののみ掲載

② 上越市総合計画審議会委員名簿

(会長、副会長を除き五十音順・敬称略)

役 職 名	氏 名	備 考
新潟県立看護大学 学長	渡 邊 隆	会 長
上越市教育委員会 委員	村 椿 正 子	副会長
新潟県立看護大学 教授	粟生田 友 子	
上越教育大学 教授	浅 倉 有 子	
えちご上越農業協同組合 代表理事理事長	市 橋 定 吉	
国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所 所長	大 石 登	
厚生労働省新潟労働局上越公共職業安定所 所長	大 瀧 浩	
上越市商工会連絡協議会 会長	荻 谷 賢 一	
くびき振興会 常任理事	小 田 武 彦	
上越市老連連絡協議会 副会長	風 間 静 雄	
上越市スポーツ振興審議会 委員	春 日 清 美	
上越市小中学校PTA連絡協議会 理事	加 藤 由 紀	
上越教育大学 准教授	佐久間 亜 紀	
上越教育大学 准教授	志 村 喬	
特定非営利活動法人 キングハーベスト 理事	曾 根 きよ子	
上越市食料・農業・農村政策審議会 委員	竹 田 香 苗	
上越市農業委員会 委員	武 田 勝 利	
上越市町内会長連絡協議会 会長	田 中 昭 平	
上越商工会議所 会頭	田 中 弘 邦	
長岡技術科学大学 教授	中 出 文 平	
上越市連合婦人会 副会長	中 西 ア キ	
中央農業総合研究センター北陸研究センター 北陸農業研究監	新 田 恒 雄	
特定非営利活動法人 女性みちみらい上越 理事長	野 本 幸	
上越医師会 会長	服 部 伸	
特定非営利活動法人 くびき野NPOサポートセンター 理事	松 川 太賀雄	
新潟県上越地域振興局 局長	宮 下 好 文	
上越青年会議所 理事長	山 岸 匡 之	
上越市社会福祉協議会 理事	横 田 千枝子	
上越市まちづくり市民大学OB会 事務局長	横 山 郁 代	
上越教育大学 学長	若 井 彌 一	

合計：30人

③ 諮問・答申

上企第 26233 号
平成 22 年 7 月 12 日

上越市総合計画審議会
会長 渡邊 隆 様

上越市長 村山 秀幸

上越市第 5 次総合計画 基本計画案について（諮問）

上越市第 5 次総合計画 基本計画の見直しに当たり、上越市総合計画審議会条例第 2 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

平成 年 月 日

上越市長 村山 秀幸 様

上越市総合計画審議会
会長 渡邊 隆

上越市第 5 次総合計画 基本計画案について（答申）

平成 22 年 7 月 12 日付け上企第 26233 号で本審議会に諮問のありました、上越市第 5 次総合計画 基本計画案について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

上越市第5次総合計画 基本計画

平成 年 月発行



発行 新潟県上越市

編集 上越市総合政策部企画課

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

TEL (025) 526-5111 FAX (025) 526-6111

URL <http://www.city.joetsu.niigata.jp/>